

## 第26回

# 新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成21年6月10日（水）

場所：東京国際センター（JICA東京）講堂

### 【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英(ご欠席)	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭(ご欠席)	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

### 【NGO】

木村 信夫(ご欠席)	ブリッジエーシアジャパン 技術部長
清水 規子	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴(ご欠席)	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
満田 夏花	財団法人 地球・人間環境フォーラム 主任研究員

### 【産業界】

中 博一	社団法人 日本貿易会経済協力委員会副委員長（伊藤忠商事株式会社 機械貿易総括室長代行）
高梨 寿	社団法人 海外コンサルティング企業協会専務理事
千吉良 久暢	株式会社 三菱東京UFJ銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト環境室上席調査役
中山 隆	社団法人 海外建設協会常務理事

### 【政府関係者】

北村 俊博	外務省国際協力局政策課首席事務官
高見 博(ご欠席)	財務省国際局開発企画官
小林 香(代理出席：中村 祥)	環境省地球環境局環境協力室長
山浦 崇	経済産業省貿易経済協力局資金協力課企画係長

【事務局発言者】

天田 聡 JICA 企画部業務企画第二課課長  
渡辺 泰介 JICA 審査部次長  
杉本 聡 JICA 審査部環境社会配慮審査第一課課長  
上條 哲也 JICA 審査部環境社会配慮審査第二課課長

【事務局以外の JICA 発言者】

植嶋 卓巳 JICA 企画部次長

午後 2 時 0 7 分 開会

開 会

○原科座長 8名おそろいですので、過半数とはいきませんが、過半数は9ですね、半数には達しましたので、そろそろ始めたいと思います。これは何か出席のルールがありましたっけ。

○事務局（渡辺） 特に決めておりません。

○原科座長 社会通念上は過半数ということになりますけれども、半数に達しましたので始めさせていただきます。また、吉田副座長は多分委任してくれると思いますから、そういうことを含めて実質的には過半数と考えていいかと思いますので、始めさせていただきます。

議 題

(1) 新ガイドライン素案について

○原科座長 それでは、前回の議論を踏まえまして、事務局でその御意見に答える形でガイドライン案を改めて修正していただきました。第2版ができましたので、まずこの素案の新しい版につきまして御説明いただいて、質疑応答に参りたいと思います。

その前にちょっと御報告します。

お手元に配りましたけれども、これは、ガーナでことし大会がございましたけれども、I A I Aのニュースレターです。私がお会長を務めておりますけれども、この大会で私の任期が終わりました。会長職理事は来年の5月まで任期がありますけれども、今はイミディエイト・パスト・プレジデントという、直前の会長という肩書になります。ボードメンバーでありますけれども、そういう立場です。それで、4月号、最新のニュースレターに**International Cooperation for a Sustainable World**と書きました。めくっていただいて2ページのところです。長目になりますけれども、この中でJ I C Aのことを紹介しておりますので、ちょっと御説明します。

これは、J I C Aが大変大きな組織になってこれから国際協力でも期待されているのだということを紹介して、そこで日本の経験を国際協力に活用したいということです。このことは外務省のODA大綱にはっきり書かれていますね、日本の経験を生かすのだと。特に戦略的なアセスメントとか戦略的な計画という場合には、総合計画とか、あるいは地域の土地利用計画というのが根本になりますけれども、そういうようなことの議論も大変重要なので、その辺のこともさらに加えて書きました。

このページの下にあります2つの写真、左側は東京の都心から10kmほどの地点です。ちょうどこの会場に近いところです。明大前のあたりですから、ここに近いところです。大体こんなぐあい、大変密度が高いですね。J I C Aの東京国際センターがあるところはまだ緑が多いと思いますけれども、ちょっと離れると、ほかの地域ではこんなぐあいです。大変密度が高い。同じような距離でニューヨークの都市圏を見ますと右のような形で、大変緑が多いでしょう。どうしてこんなふうになったか。まさにこれが、戦略的な計画が必要だということなのです。ということで、このことも示しました。この写真は、私が放送大学でずっと放送してきました「環境アセスメント」という講義のためにつくった写真ですけれども、このような状況を説明しまして、どうしてこうなったのだろう、ニューヨークではどうしてこのような土地利用になっているのだろうということで、戦略的な計画の重要性を議論しております。このようなことも我々は経験しておりますので、むしろ戦略的な計画あるいは戦略的な環境配慮をこれからしっかりやっていくべきだと思いますので、そのような意味合いでも戦略的環境アセスメントをJ I C Aではぜひ導入していただきたいと思います。導入というか活用していただきたいですね。適用と言った方がいいのかな。そんなことで書いております。ぜひお読みいただければと思います。

最後のページには、アジア地区で結構ネットワークができてきてまして、私とみんなで写

っております。これは中国の皆さん。香港中文大学で戦略的環境アセスメントに関する国際フォーラムがありまして、そこで基調講演を頼まれて話をしたのですけれども、そのときに世界のメンバーが集まりました。こんなこともありまして、アジア地区でも戦略的環境アセスメントが共通の話題になっておりまして、今そのようなことで進んでおります。この辺のニュースもごらんいただきたいと思います。

これが4月号の御紹介です。

それから、5月にガーナで世界大会を行いました。第29回になりますけれども、ここではテーマフォーラムという特別セッションを設けました。国際協力の新しい展開ということで、特にサステナビリティの点からどうかということをやりにまして、JICAから岡崎部長にも来ていただいて、発表もしていただきました。JICAのスタンスがかなりはっきり見えて、プレゼンスも上がったと思います。JICAの活動に対しては世界から大変注目されておりまして、そのセッションは会場の席がいっぱい、あふれるほどの人が集まりまして、大変よかったと思います。そのときには岡崎さんにJICAのことを話していただいたのですけれども、世銀からもスティーブ・リントナーさんに司会をお願いしまして、それから中国からも環境省の一番偉い人が来てくれて、中国の環境政策を紹介してくれました。それから、世銀でこういうことをやっているということを、以前この学会の会長だったピーター・レオナルドという人がコメントしてくれました。それから、地元ガーナの環境アセスメントの中心的な人、この大会のプログラム委員長をやっていたジョナサンという人がガーナの例も紹介してくれました。そんなことで、非常に国際的な場でJICAの活動を紹介して、議論できました。大変よかったと思っております。ガーナの大会でJICAはそういう中身としても貢献してくれましたし、そのセッションの資金的な援助もJICAがしてくれましたので、この面でも国際的な場でJICAの活動がよく目に見える格好であられたと思います。

以上、簡単ですが、御紹介しておきます。

どうぞ、高梨さん。

○高梨委員 中国の環境省の人がお話しされたというのですけれども、今、中国の援助が環境社会配慮を十分していないというのが現場で非常に大きな問題になっているのです。ほとんどそういうことに時間を割かないといえますか、すごく早いことは早いのですけれども、その辺は中国は自覚されているのですか。

○原科座長 多分そういうことなので、そういう話題は余り御紹介にならなくて、中国国

内でどうやっているかという御紹介をいただきました。私たちとしては、今おっしゃられた局面の話を出してもらいたかったのですけれども、その辺には触れませんでした。国内でアセスを年間3万件やっているとか、すごいんですよ。我が日本はアセスは、国のレベルでまだ20件ですからね、3万件と言われてびっくりしてしまいました。当然小さいのがいっぱいあるのですけれど。ただ、3万件あるので、中国の制度の中ではそのための資格制度がありまして、個人の資格と、組織としての資格と、2つあるのです。そういうことで、産業がかなり育っているような印象を受けまして、そういう点では、中国がそういう準備ができてくると、そういう海外での展開でも、これから先はそういう技術力を活用するかもしれないですね。今はやっていないようだけれども、国内ではそういうことが大分進んできたようです。もちろんいろいろな問題がありまして、参加の問題とかありますから、我々の感覚とちょっと違うのでしょうけれども、年間3万件もやっていると、社会ではアセスメントに対する認識が高まりますよ。そういう効果があると思うのです。そのことは、今、高梨さんがおっしゃったようなことで、海外展開においてもそういう環境社会配慮をしなければいけないんだよと、少しはそういう方向に行くのではないかなと。ちょっと楽観的な意見になりますけれども、少しはですね。ただ、国際的な関係の中でそういう要請が出ればそういう方向に移るのであって、簡単にはいかないと思います。ただ、国内でそれだけやっていると胸を張っておっしゃったので、では海外の場合はどうですかという話を、次はできるかなという感じを持ちました。でも、3万件やっているというのはなかなか大したもの、アメリカのNEPA、連邦政府は3万~5万件ですから、数から言えばこれは大変な量ですね。

ほかに御質問とかございましたら。——よろしいでしょうか。

そんなことでガーナの大会が終わりまして、来年はジュネーブで行いますので、ぜひ皆さん、このメンバーに御参加いただいて、日本のプレゼンスをさらに高めていただきたいと思います。JICAには引き続き御支援をお願いしたいと思います。

前置きが長くなりましたが、そのような次第でございます。

それでは、その間に作業をしていただきまして、ガイドラインの第2案を御用意いただきましたので、これを御説明いただきたいと思います。

○事務局（上條） それでは、お手元の26-1-1という紙を見ていただけたらと思います。

以前の第1版と違っているところは網かけをしてあります。網かけのところを御説明し

ます。

1 ページ目ですけれども、修正したところは、真ん中より少し上にある「そもそも」という2行とちょっとのところを加えました。これは議論をして加えるということになった部分です。

ページをめくっていただきまして、2 ページ目の上の方ですけれども、「なお」という2行とちょっとのところですが、ここは削って、後段の方の文章を生かすということにしていますので、この部分は消しました。

1. 1の「理念」は、特に何もしていません。

1. 2の「目的」も特に何もしていません。

1. 3の「定義」ですけれども、3 ページ目は特に何もいじっていないのですが、4 ページ目をめくっていただきまして、まず13番ですけれども、名称を「環境社会配慮助言委員会」といたしました。その部分を13番で書いてあります。

14番ですけれども、「フォローアップ」という言葉も定義した方がいいということでしたので、フォローアップの定義をここに加えました。14番は2つあるのですけれども、このフォローアップを加えるということになれば、番号は直していきたいと思っています。

あと、「協力プログラム」と「プロジェクト形成」という言葉を議論したわけですが、事務局が提案して了解をいただいたのですが、その文章を19番と20番に加えてあります。ただし、ここで18番と19番と20番を並べて読んでみると、個々のセンテンスを議論したときにはそれでいいかなと思ったのですけれども、まだ特に修正していませんが、整理した方がいいかなと今思っています、備考のところ、「パラ18、19、20の整理を行う」と一言書かせていただいています。

ずっと続けてしまってよろしいでしょうか。

○原科座長 はい。どこかで区切りましょうか。もうちょっと続けていただいて。

○事務局（上條） はい。

次に1. 4の「環境社会配慮の基本方針」ですが、ここで修正を加えたところは、重要事項2です。ここは、モニタリングについても言及した方がいいという御指摘を受けまして、その部分をちょっと加えました。「早期段階からモニタリング段階まで」という表現といたしまして、あと、本文の中で「戦略的環境アセスメントを適用する」という言葉遣いにいたしました。あとはここに直したとおりなのですが、「早期段階からモニタリング段階まで、環境社会配慮が確実に実施されるよう相手国等に働きかける」という文章とい

たしました。

重要事項4ですけれども、ここはモニタリングのところ「回答する」というような文章を以前は入れたのですけれども、そこではなくて重要事項の方に繰り上げた方がいいのではないかと御指摘を受けまして、重要事項4の3行目の最後の方ですが、「なお、ステークホルダーからの指摘があった場合は回答する」という文章を加えました。

あとは5ページはございません。

6ページの一番上ですが、重要事項7の「迅速性に配慮する」というところですが、「事業実施に向けた」という言葉を足すことになりましたので、その言葉を足してあります。

1. 5の「JICAの責務」ですけれども、ここはたくさん文章があったのですけれども、パラ1のところに「IIとIIIに従って」という言葉を入れることによって、パラ2からパラ9はこれ以降に書いてあることですので、重複を避けるという意味で削ってもいいのではないかと御指摘を受けて削ってあります。ですから、「協力事業の性質に応じてIIとIIIに従って行う」のみにしてあります。

1. 6の「相手国等に求める要件」ですが、ここもパラ2のところに別紙2ということで、環境アセスメント報告書のことをここで言及することによってパラ3と4は消すことができるという御指摘を受けまして、そのように修正いたしました。ですから、パラ3と4は消してあります。ただ、パラ2に、「また、カテゴリA案件において必要とされる環境アセスメント報告書については、別紙2に示す項目が満たされることを相手国等に求め確認する」ということを加えてあります。

1. 7は特に何も修正しておりません。

1. 8「緊急時の措置」ですが、ここは公開のことと、「必要な場合は助言を求める」ということを加えてあります。あとは委員会の名称の変更をしてあります。

1. 9は特に何も修正しておりません。

1. 10も、委員会の名前を「環境社会配慮助言委員会」という名前に修正してあります。

以上がIです。

○原科座長 では、この段階で一区切りつけましょう。

以上のことでございますが、おおむね答えていただいたと思いますけれども、いかがでしょうか。何か御質問、御意見はございますでしょうか。



私から1つ、名前のことで、「審査諮問機関」、もともとは「審査会」という表現でしたか、「環境社会配慮助言委員会」になりましたけれども、「環境社会配慮審査諮問機関」でもいいような感じもしますけれども、これはいかがでしょう。これは前にも議論しましたが。

○事務局（上條）　ここは、前回でしたか、議論させていただきまして、実態が助言を求める委員会ですので、その実態に即してそういう名称がいいのではないかと。「助言委員会」という言葉は大体合意が得られたかという気がしまして、その前に「審査」とつけるかということは議事録には載らなかったですけれども、たしか休み時間か何かに議論した記憶があるのです。そういう議論も受けまして内部で検討して、審査はJICAがみずから行うのだということはコンセンサスを得られたと思いますので、その部分を削らせていただいて、ただの「助言委員会」というわけにもいきませんので、「環境社会配慮助言委員会」とさせていただいたということです。

○原科座長　環境社会配慮を助言する委員会だと、機能が明確にわかるような表現にした方がいいのではないかという御提案ですが、いかがでしょうか。私は「審査諮問機関」にこだわりましたが、皆さんがその方がよろしいならそうしましょうか。

それでは、残念ながらというか、皆さんの御意向で「環境社会配慮助言委員会」という表現にいたします。

○清水委員　名称なのですけれども、確かに「助言」ということで前回大体合意が得られたかと思うのですけれども、「審査」という言葉について、後ほど出てくる2.7の部分で「環境社会配慮助言委員会による助言」という項目がありますけれども、ここで現在2案挙がっていて、一方の案は審査に関する報告・助言もする、もう一方の案は審査中については何も書かれていないという状況ですので、ここで内容が決まってから、本当に審査に対する助言をするのか、しないのかということが名前にも反映されるべきなのではないかと思います。

○原科座長　「環境社会配慮助言委員会」はちょっと長いから、「審査助言委員会」でもいいのかな。それはよろしいですか。

○清水委員　ですから、2.7のところ、一体何に対して助言をするのか、どういうタイミングで助言をするのかということをお話してから、名前について……

○原科座長　では、名前はとりあえずこうしますけれども、もう一回その段階で確認することにしましょうか。

○清水委員 「助言」ということについてはいいと思いますけれども、「審査」という言葉の扱いについては、一体何をする委員会なのかということをお話し合ってからの方がいいと思いました。

○原科座長 「審査会」というと審査をするようなのでちょっとまずいかなという議論がありましたから。「審査助言委員会」だと随分違いますね。では、それはⅡに入ってからやりましょう。

Iのところではかにありますでしょうか。

○高梨委員 1点、4ページの14の「フォローアップ」で、今の文章ですと開発計画調査型技術協力だけをメンションしているのですけれども、前回議論したときには、いろいろな種類の協力事業が終了した後、ある程度課題が出てきたかどうか、あるいは課題が出てきたときに適切なフォローアップをするということで議論したと思うのですが、26ページの3. 4. 5に「フォローアップ」というのがあって、そこで1と2があるのですけれども、2の方が開発計画調査型技術協力型だろうと思うのですが、1の方もJICAさんのやる各種提言が実際にどう生かされているかということのフォローというようなニュアンスも入っていいと思うのです。ですから、本来、事業が終わった後でも引き続き、問題等があった場合にはそれについてフォローするというニュアンスで議論したような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○原科座長 26ページでは2つのことが書いてあるので、この定義はこれでは不十分ではないかということですが。

○事務局（上條） この26ページは、ここに番号が振ってありますように、3. 4. 5「フォローアップ」としていまして、それはどういうことかといいますと、23ページに3. 4「開発計画調査型技術協力」というものがありまして、その中の5番目ということで「フォローアップ」と26ページでは整理させていただいたのです。前回、高梨さんが協力事業一般のコンテキストでフォローアップとおっしゃったというのは私も理解していて、それをどうしようかと思ったわけですが、例えば有償資金協力で一通りすべての事業が終わった後にまたフォローアップと言われても、具体的に何をやるのかなかなか想像が付きませんで、私どもとしては、今回のガイドラインで使う「フォローアップ」の意味合いは3. 4. 5で具体的に記載してあることだとしておりまして、それを踏まえて定義を書くと、やはり開発計画調査型技術協力に限った表現になってしまうということなのです。

○高梨委員 そんなに狭める必要があるのですかね。例えば、円借款の事業でやっても、

それによって、不都合だとか、当初予定していない問題だとか、いろいろと指摘したことが十分守られなかったりということが出てきたときには、引き続き改善するようなことをしてあげた方がいいように思うのですけれどね。全くフォローアップをしないというのはいいのかなという気がするのです。

○事務局（上條） ただ、別にフォローアップのガイドラインをつくっているわけではございませんで、環境社会配慮のことで書いていますので、環境社会配慮ガイドラインで書く内容としてはここに書いてある内容としたいということです。ですから、フォローアップの概念にもよりますけれども、そのことについて何か言及するつもりはなくて、このガイドライン上で言うフォローアップということ言えば今回示させていただいたような表現とさせていただきたいということです。ですから、それ以上のことを何かやってはいけないとか、そういうことを言うつもりは全くありません。

○高梨委員 基本的には環境社会配慮のフォローアップのことを言っているつもりなのです。ですから、逆に開発計画調査型だけに絞るというのも何かおかしな気がするのです。このガイドラインは必ずしも開発計画調査型だけのことを言っているのではなくて、当然、有償、無償、技術協力一般の環境社会配慮面をしっかりと見て、それを実施した後も、必要な環境社会配慮面の課題が出てくればそれに対応するというでいいような気がするのです。

○事務局（上條） そうしますと、ガイドライン上は何かしないといけないわけです。

○原科座長 モニタリングはやりますよね。

○事務局（上條） モニタリングはもうやるわけですね。

○高梨委員 実際に今まで円借款の方でもS A Fの事業でやっていますよね。完成した後には何か問題が起きた場合には、日本が協力して必要な調査なり改善などを応援する。

○原科座長 環境社会配慮面でのフォローアップは一般的に今言われたようなことが必要ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○事務局（杉本） 今、高梨委員から御指摘があったとおり、これは別に環境社会配慮に限った話ではなく、事業の効果発現ということで、主に技術的な理由等々によって当初期待された効果が発現できていないような場合にはどういった解決の方法があるのかということ、S A P S等のS A Fを使って調査の中で助言を行っていくということをやっていたのですが、必ずしも環境に特化した話ではない一方、今回フォローアップをここにどう定義するかということにつきましては、開発計画調査型の場合には、計画をつくりまして、

その中には当然、必要がある場合には環境社会配慮についてもこうやるのが望ましいのではないかというようなことは調査で提言していくことになると思うのですが、それが実際に実現されていく場合にどうなっていくのかということも含めてフォローアップしていくということなので、実際に事業を実施してその中でということになると、20ページにモニタリングということで章がありますけれども、広い意味ではこの中に入ってくると考えた方が適切なのかなと思うのです。

○満田委員 高梨委員が御指摘のように、普通に「フォローアップ」という言葉考えたときに、開発計画調査型技術協力に係るというのは確かに違和感があるのですが、その理由は、JICAの現行のガイドラインの議論をしたときに、開発調査などの後の話を考えると、例えばモニタリングということも考えられるのですが、ただ、レバレッジがききづらい中で働きかけまではできないというので、「フォローアップ」という言葉を意識的に選んだ経緯があると私は側聞しているのです。つまり、言葉遣いとして、「フォローアップ」というのは、このガイドラインの議論の中では、もともと開発調査でやっていたフォローアップを開発計画調査型技術協力の中でも引き続きやっという経緯で特別な意味合いとして残ったと私は理解しているのです。一方、今の事務局の御説明のように、本体事業をやった、つまり意思決定した後の環境社会配慮というのは、今の段階では「モニタリング」という言葉で整理されていると思うのです。「モニタリング」という言葉はどちらかという確認するというニュアンスの方が強いのですが、その中で、必要な場合は支援もする、つまり一般的にフォローアップもするということが含まれているのかなと思いますので、1つの提案としては、「モニタリング」という言葉の定義をもう一度この用語の定義の中でして、開発計画調査型技術協力の中では「フォローアップ」という言葉を使っています、「モニタリング」というのは、本体事業の意思決定の後の環境社会配慮の確認と、必要な場合は支援をいいますというようなことを並べて書いたら、高梨委員の御懸念にもこたえられますし、事務局の用語の整理にもなるのかなという気がしたのですが、いかがでしょうか。

○原科座長 あわせて御意見。違うことですか。

○清水委員 同じイシューですけども、違う意見です。

○原科座長 今の整理は私は悪くないなと思いました。「フォローアップ」は一般的には両方含んでいますので、ここでは特別な使い方をしていて、それ以外は「モニタリング」という扱いでここでは説明していると言えればいいのかな。一言加えましょうか。

それに関連して。では、清水さん、どうぞ。

○清水委員　そこでお伺いしたいのですが、通常、モニタリングといったときに、どこからどこまでを指すのでしょうか。例えば有償の場合は、意思決定後、償還終了までを指すのですか。実は、私たちの団体で見ている案件で、償還期間が直前と思われるにもかかわらずまだ環境社会問題が解決していないという案件もあるのです。そういう案件を見ている立場からしますと、例えばODAを供与した案件について、円借款であれば償還期間が終わったらその場で関与をなくして本当にいいのか、環境社会配慮問題が残っているにもかかわらず、モニタリング期間中はフォローするけれども、その後は何もしないということでのいいのだろうかというのが1点です。

それから、有償に関してはモニタリングは償還期間終了までということだと思っておりますけれども、無償の場合は一体いつからいつまでになるのでしょうかという点が2点目です。そういったところを整理しないと、この話は少なくとも私の中では整理できないと思ったので質問させていただきました。

○原科座長　今の件はどうでしょうか。モニタリングの期間、償還が終わった後もそういう意味のフォローアップは続くのか、モニタリングをやるかということですね。

○事務局（杉本）　すべてをここで正確に今お答えできるかどうかわからないので、その点も含めて検討させていただければと思うのですが、私の経験に基づきということにもなってしまうかもしれないのですけれども、私の経験した有償の案件については、完成したのでこれですべて我々の責務は終わりですという形ではなく、少なくとも事業の効果が当初の想定どおり発現されるまでは何らかの形で事業実施機関と連絡をとって、こうした方がいいのではないかなというような話、先ほどのSAPSの話もまさにそれに入ってくるかと思えますけれども、そういった形で効果に見合ったベネフィットといえますか、当初想定していたものができるだけ発現されるようにということでは追いかけているということではやっていると理解しています。もちろん、そこで完全に問題なく動いていれば、基本的には相手国の事業ですので、相手に運営・管理を任せていくという形になりますので、案件によっていろいろなケースがあろうかと思えますけれども、明らかに問題があるのにもう知りませんというような対応はしていないはずだと思っているのですが。

○事務局（上條）　モニタリングの期間は、モニタリングの計画をどう立てるかによると思うのです。工事期間中で終わってしまう影響であれば、工事が終わった段階でモニタリングは終わりでしょうし、供用時も影響が残るといえるのであれば、供用時にも、エンド

レスではないと思いますけれども、ここまで見た方がいいなというところまでを見る。ですから、案件によってバリエーションはあると思いますけれども、その影響次第だと思うのです。

○原科座長 ということは、ケース・バイ・ケースで、必要な期間はきちんと対応するということですね。

○清水委員 円借款であれば、プログレスレポートというのを定期的に相手国政府から受領していると思うのですけれども、これは通常はいつまで受け取ることになっているのでしょうか。

○事務局（杉本） 済みません。今、正確な情報を持ち合わせていませんので、確認させていただきます。

○清水委員 ありがとうございます。

それと、無償のモニタリングについては、これまでの経験から北村さんにお伺いした方がよろしいかと思ったのですけれども、無償資金協力におけるこれまでのモニタリングについて、意思決定後一体どこの段階までそれぞれの案件についてモニタリングしていたのかということについて、もし今情報をお持ちでしたら教えていただけますでしょうか。

○北村委員 済みません。私の方では今情報を持っておりません。

○原科座長 では、それは後日いただくことにしますか。よろしいですか。次回、今の情報を用意していただいてよろしいですか。

それでは、この項はモニタリングの定義を加えることといたしまして、期間に関しては、今おっしゃったような現状に即した表現になるように工夫していただきたいと思います。

○高梨委員 基本的に問題意識は、杉本さんが言われたように、現行の仕組みでも、完成した後、事業がどう効果が発現しているかということで、それは単に技術的なことだけではなくて、旧 J B I C さんの方では総合的に見る体制にあったのです。それで必要なら専門家を派遣して改善を図るというようなことを実際やっておられて、またその辺もいろいろな意味で課題があるわけです。ですから、環境社会配慮だからフォローアップはしなくていいというわけでもなくて、やはりそこはしっかりした方がいいだろうと。現実にそういうツールもあって今までやってきているということからすると、事業が完了した後も引き続き日本がテイクケアをするということは何らかの形でメンションすべきではないか。それがいいと思うのですが。

○原科座長 効果を見るという意味で、環境社会配慮をこれからはあわせて見るというよ

うな概念だと思います。特に問題がなければいいのですけれども、あわせて見るというのが環境社会配慮ガイドラインをつくった意味合いでもあると思うのです。事前にチェックして、事後もしっかりチェックするということだと思います。

では、そのようなことでモニタリングをうまく表現していただけますか。

○事務局（上條） 済みません。ただし、ガイドラインのⅢに行けば、例えば有償を想定することであれば、「モニタリング」までは書いてありますけれども、そこに特に「フォローアップ」という項目は今入れていないのです。ですから、新しい概念でモニタリングが終わった後のことも何らかのことをやるのだと、そしてそれをガイドラインに記載するのだとなると、Ⅲ章ももう少しどうするのかという議論をしなければいけなくなります。

○原科座長 では、そういうことを続けて議論しましょうか。今の御意見はそういうことです。中身としてそうしたいということで、実際に今そうしているし、そこで環境社会配慮をあわせてやるのだということを明確にするのであれば、ここで書くとともに、具体的な手続の中でも明記しておかなければいけないと。そうしないと上條さんがおっしゃったことと整合しないですよ。

○事務局（上條） それは多分もう少し議論しないと。事務方としてもかなり議論するポイントが出てくると思うのです。Ⅲの中に書き込まなくて、定義でだけ書くというのもおかしい話です。

○原科座長 そうですね。Ⅲで書くこともあわせて。

では、これはどうしますか。もう一回議論することにするか、あるいはそこまでやらないか。

○満田委員 今、3. 2. 2を改めて読み直してみたのですが、確かに上條さん御指摘のように、ここでは「モニタリング」という言葉を確認ということにかなり限定して規定しているのです。ですから、御指摘のとおり、ここで一般に言うフォローアップ的な概念を見るのはちょっと無理があるなと思直しました。ですから、上條さんのおっしゃるとおり、追加的にモニタリングの中に必要に応じた支援みたいなことを盛り込むのはこの規定では無理なのですが、これは高梨委員の御懸念にこたえるべく言っているのですが、全体の規定の中には確認と支援というのは色濃く出ておりまして、それはプロジェクトサイクル全体を通じて言えることだと思いますので、極めて漠然とはありますが、精神論的かもしれませんが、規定はちゃんとされているのかなという気がしています。

ということで、結論としては、先ほどの提案は上條さんの御指摘のような問題点がある

というのはおっしゃるとおりだと思います。

○事務局（上條） 繰り返になってしまうのですけれども、私どもとしては3. 2. 2の「モニタリング及びモニタリング結果の確認」の中で整理したいと思っています。ここで不都合が何かあった場合ということはパラ5にも書いてありますし、例えば有償であればかなり長い期間協力するわけですし、モニタリングのところまではすべてガイドラインに書いてあるのですけれども、ではそれ以降一体何をするのか。余りエンドレスになってしまっても困りますので。もちろん評価はされるわけで、その評価される中で環境社会配慮面のことも評価対象になりますから、そこで指摘を受けたことは何らかのフォローがあるということはあると思いますけれども、ここでモニタリングに加えて、例えば3. 2. 2にモニタリングと書いてありますが、それに加えて、今度は3. 2. 3でフォローアップと書いても、余り記載することはないのではないかと思いますのですけれども。

○原科座長 今の20ページの表現で、3. 2. 2「モニタリング及びモニタリング結果の確認」の1ですけれども、「カテゴリA、B及びF Iのプロジェクトについては」というところがありますね。2行目、3行目。「一定期間」という表現なので、その「一定期間」をどう定義するかで、さっき高梨委員がおっしゃったようなことも対応できないですか。

○事務局（上條） ですから、先ほど言いましたように、一定期間はプロジェクトの影響によるのだと思うのです。

○原科座長 そうです。ケース・バイ・ケースだと思います。特に道路なんかだと交通量の問題があるでしょう。交通量が予測どおり走らないことが結構ありますから、そうするとやはり供用が始まってからでない確認できない。そういうケースなんかは「一定期間」の長さが変わってきますね。だからケース・バイ・ケースだと思うのです。「モニタリング」というのはそういうところも含むのだとわかるように最初書いておけば、「一定期間」という言い方もはっきりしてくると思うのですけれども、どうでしょうか。

では、事務局の現場の担当の方、どうぞ。

○JICA（植嶋） 企画部の植嶋です。業務フローを見ている立場からコメントいたしますと、私もこの仕事を27～28年やっていますが、いつまで事後監理をするのかというのはずっと議論されてきていて、まだこれといった結論は出ていないと思います。例えば無償資金協力においてもいろいろなものを供与するわけですし、機材を供与する場合というのは機材によって償却期間は異なります。したがって一律にいつまでやるのかというの



はなかなか決めがたいという中で、開発効果はきちんと出していかなければいけない、他方、相手国の自助努力もきちんと求めていかなければいけない、いつまでもヘルプしていたら依存体質が高まってしまう、こういう非常に難しい判断の中で、場合によっては新規案件としてやった方がいい場合もある。そういうことなので、なかなか終期というのは決めがたいというのが実情だと思います。

○原科座長 だから、「一定期間」という表現は弾力的に対応できる表現になっているのです、ケース・バイ・ケースであると。だから、それに整合するように「モニタリング」の説明でも書いていただくといいのではないですか。その「一定期間」というのはやはり「必要に応じて」ということになりますね。そんな表現でどうでしょう、高梨委員。

○高梨委員 問題は、「モニタリング」という言葉でやると、単に必要なことを行わないようなことになってしまうと、問題が生じてきたら……

○原科座長 そうですね。モニタリング及びその結果によっては必要な対策を講ずると定義に書いておいたらいいのではないですか。実際にそうやっておられるわけですからね。

○高梨委員 上條さんはエンドレス、エンドレスとおっしゃられるわけですがけれども、現実に現場では、ある程度課題が出てくれば、それに対して JICA さんは十分な対応をされていて、それはもちろん 10 年たってからなんていうことは現実にはないわけですがけれども、それが終わった後に問題が起きれば対応しているというのを現実にやっておられると思うのです。だから、時間を区切るのは難しい。そういう意味で皆さんは「フォローアップ」という言葉を使っているのだと思います。だから、JICA さんの新しい環境社会配慮ガイドラインとしてもそういうのをどこかでうたっておくというのは大事だろうと思うのです。

○原科座長 「モニタリング」の定義を加えて、その中で「一定期間」という表現を使った方がいいでしょうね。それはケース・バイ・ケースで、最初から決められないので、必要に応じてそういうのを設定して、その範囲はしっかりやってもらうと。それから、モニタリングの結果に応じては必要な対策も講じるのだと、そのポイントはちゃんと書いてもらうということになりますね。だから、この「モニタリング」はフォローアップ的な内容が入っているということがわかるように書くことにいたしましょう。よろしいでしょうか。

○清水委員 先ほどの植嶋さんの説明が非常にすっと落ちたので、非常に難しい問題だなと思ったのですがけれども、1 つお伺いしたいのは、モニタリングが可能な期間というのは、しつこいようですがけれども、やはり償還期間までというか、つまり権利義務関係の中にあ

るときまでであって、そのある一定の権利義務関係が終わってしまえば関与が不可能であると理解してよろしいでしょうか。

○原科座長 今の点はどうでしょう。私はそうは受け取らなかったのですがけれども、どちらでしょう。その後も必要に応じて対応するというのだと思ったのですがけれども。つまり、贈与の場合、無償の場合は時間がたっても対応しますよね。同じ考えに立てばやはり対応するのではないかなと勝手に思いましたけれども、そうではないのですか。

○JICA（植嶋） 贈与の場合であっても、相手側に引き渡しをして完全に所有権が移転した後も、一定期間、現状がどうなっているかというのをモニタリングしていくということはやっております。ただ、いつまでかというのは、先ほども申し上げたように、プロジェクトに応じて……

○原科座長 何年とは言えないけれども。

○JICA（植嶋） ええ、言えないです、これは。

○原科座長 まさにケース・バイ・ケースですよ。だから、必要なことにはちゃんと対応して日本政府として責任を持つのだということですね。そういうことがわかるような表現。だから、今のがうまく表現されるといいですけれどね。

○事務局（上條） 今の話題は、「モニタリング」の定義を記載するというところでよろしいでしょうか。

○原科座長 そうですね。今の議論も踏まえて、現実にもそのようなことで、直接関与がなくなった後も、ケース・バイ・ケースですけれども、物によってはそういうことをやっておられるわけですから、そのことがわかるようにしていただく。そのときは基本的には効果を見るわけですがけれども、今は環境社会配慮ということですから、効果とあわせて環境社会配慮もチェックしていただくということだと思います。そのようなことでよろしいですか、高梨委員。

○高梨委員 その場合、今、先生が言ったサゼスションは、「フォローアップ」という言葉はなくなるということですか。

○原科座長 「フォローアップ」という言葉は、ここでは限定的に使っているので外したのですがけれども、ただ、それをもとに戻しても別にいい。これから決めることですから構わないと思います。もちろん、表現としては「フォローアップ」という一般的な言葉を使って、これまでの限定的な使い方をやめる手もありますよ。今のところは「フォローアップ」は限定的に使う。そのかわり「モニタリング」の中にフォローアップ的な機能が入っ

ているのだということを、改めて「モニタリング」の定義を書くことによって示しておく。「モニタリング」の定義の中で、一般的なフォローアップに相当することも含むと書いていただければいい。そうすればはっきりしますね。

○満田委員 私がした提案から話が發展して、それを自分で否定しているのは非常に嫌な感じがしているのですが、私が問題提起したいのは、3. 2. 2で言う「モニタリング」というのは、要は環境社会配慮が適正に実施されているか否かの確認をすることなのです。恐らくこれは、これ以上ふやしたり——網かけの部分についてはこれから議論があると思うのですが——余りここにふわっと支援的な部分を入れ込んでしまうと、それはそれで収拾がつかなくなるので、ここはやはり「モニタリング」というのは確認だと書いているのです。私が先ほどした提案は、今、原科先生が整理されたように、「モニタリング」というものの中にフォローアップ的な要素も含むということにして、それを定義に書いたらどうだという提案だったのですが、そうすると、この「モニタリング」というものを定義した途端に3. 2. 2の本文の「モニタリング」との言葉の違いが出てきてしまうので、それはまずかろうという気がしているのです。

ということで、高梨委員の御懸念は、実際問題、モニタリング段階でも環境社会配慮上の支援をするということ——定義の話は、やはり本文で使われている定義を書くべきだと思っているのですが、このJICAの方針としてそれはあるべきなのではないかと私はとらえているのですが、それは、1. 4の「環境社会配慮の基本方針」の中で、線が引張ってあるところですが、「相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行う」というのが基本方針として打ち出されていて、重要事項2の中で「早期段階からモニタリング段階まで」という言葉が何箇所か出てくるわけです。それで重要事項2の下から3行目あたりの「モニタリング段階まで、環境社会配慮が確実に実施されるよう相手国に働きかける」という中に恐らく支援ということも必要に応じて入っていると思うので、現行でも高梨委員がおっしゃったことは基本方針と重要事項2あたりに含まれていると私は考えたのですが、いかがでしょうか。

○原科座長 どうでしょうか。今の「モニタリング段階まで」という「モニタリング」の中身によりますね。これは定義によると思いますけれども。「モニタリング」が確認だけではなくてさらに対応まで含むのなら、そうですね。対応を行うということは3. 2. 2にも一部書いてありますね。ただ、タイミングとしては少し後までやるようなイメージではない表現になっていると思います。3. 2. 2を見ていただくといいと思います。3.

2. 2の5番目のところです。「JICAは、環境社会配慮（影響緩和策の実施）——どちらがいいかという、言葉を選ぶということですが——に関し事態の改善が必要であるとJICAが判断した場合には、予め締結された合意文書に基づき……適切な対応を要求することがある」。対応は要求しますが、合意文書に基づき云々ですから、この5番の表現は期間としてはかなり限定的になりますね。だから、さっきおっしゃったその後もという話はここではちょっと出てこない感じがいたします。

○満田委員 念のための整理なのですが、期間の話は私の説明の中ではしてなくて、モニタリングというのは、建設期間中、供用期間中も含んでモニタリング期間だと思うのです。先ほど清水委員との間で議論されていたのはモニタリング期間の一番おしりがどこなのかということだと思うのですが、それはやはりプロジェクトに応じて違うのだらうと思っているのです。

私の提案は、モニタリング期間の後にフォローアップをきちんとやるべきだということではなくて、その段階段階でできる確認と支援はやればよいと思っておりまして、それは基本方針の現在の文言から読めるのではなかろうかと。もし、高梨委員がより支援をもっときっちり書くべきだということであるのだったら、定義のところではなくて、1. 4の「環境社会配慮の基本方針」の重要事項2の「相手国等に働きかける」でとめているところを、例えば「必要な場合は支援を行う」というふうにしてみれば、本文といいますか後ろの方をいじることなく、また定義と本文とのそごを来たすことなく高梨委員のおっしゃっている、供用段階——だと思うのですが——における支援ということも位置づけることは可能であろうと考えています。

○原科座長 ただ、20ページの5番の表現は、「さらに」以下がありますので、あわせて読むと、これは「合意文書に基づき……貸付実行の停止等のJICA側の措置を検討することがある」と書いてあるので、見方は両方ありますけれども、さらにあるということは、何かその期間というイメージも生まれますね。これは両方受け取ることができますけれど。その辺がちょっと気になる場所ですね。そう考えなくていいのかな。ここで限定されると見なくても。「貸付実行時においては」とか何か条件をつければそれ以外もやるということになるけれども、この書き方だとそういう貸付が終わるまでの間というような印象を受けますね。そういう例はないということになりますか。これはむしろ上條さんに教えてもらった方がいいかな。この5番の書き方は。

○事務局（上條） ですから、どこまでJICAが責任を有するか、ガイドラインの遵守

が求められるかということだと思っておりますけれども、先ほども議論があったように、かなり時間がたってくれば相手国の自助努力ということも出てくると思っております。そこまでのいろいろな働きかけもしているわけなので。

○原科座長 合意文書によりますね。「合意文書に基づき」だから。合意文書が事後も対応するのだと書いてあればそうなるし、そうでなければ……。

○事務局（上條） それは案件ごとに考えるのだと思っておりますけれども。

○原科座長 だから、これでいいのかな。「合意文書に基づき」で、合意文書の中でちゃんと書けばいい。「さらに」以降は別に期間を限定しているわけではない、間に合えばそういうこともあるということですね。そういう理解でよろしいですか。

○高梨委員 これは事務局の方と、文言でどこでどう調整できるかやってみたいと思いませんけれどね。

○原科座長 ただ、「フォローアップ」はなるべく一般的な使い方にした方がいいですね。余り特異な使い方をすると、後でわけがわからなくなってしまうとよくないので。

○高梨委員 前の使い方がちょっと限られた使い方です。

○原科座長 確かに普通の使い方の言葉の方がいいという感じがしますね。だから、「フォローアップ」は限定的にしてしまうのがいいのかどうか、考え直した方がいいかもしれません。できてしまうと、後でそれがまた広がってしまうでしょう。通常言葉で使った方がいいのかなという感じもします。

○清水委員 私もいろいろとございますので、後ほど事務局の方とお話しさせていただければと思います。

○原科座長 この文言はさらにもうちょっと検討しましょうか。きょうの議論はここまでにして、高梨委員、満田委員、清水委員のお三方が御意見がおありなので、事務局で言葉の使い方について別途協議していただくような格好にしましょうか。それともこの場でやりますか。

○事務局（上條） 時間が過ぎてしまうのもよくないと思うので、それであれば、アイデアがある方からメモをいただいて、そのメモをもとに議論をしたいと思っております。一般的な、口頭だけだとなかなかぼんやりしてしまうと思うので。

○原科座長 では、そのような扱いにしましょう。

○事務局（上條） 御意見のあるお三方、済みませんけれども、私あてにメモをいただけないでしょうか。

○原科座長 お三方、よろしいですか。皆さんもそういうことでよろしいですね。

では、委員会ではそのようにいたします。お三方から具体的にどういう文言で表現したらいいかという御提案をいただいて、その上で検討して修正の方法を考えることにいたします。

では、この件はこういう形にいたします。

ほかにございますでしょうか。

では、私から一言申し上げます。5ページで、今のモニタリング段階、1. 4「環境社会配慮の基本方針」の重要事項1があつて2がありましたけれども、早期段階からモニタリング段階まで環境社会配慮を実施するということで、「JICAは、マスタープラン等においては、戦略的環境アセスメントを適用する」という表現にさせていただいたことは、私としては高く評価したいと思います。これは非常に明確な意思表示ですので、JICAとして大変先進的な形になったと思います。世界がSEAをやっておりますけれども、この前、まさにIAIAの大会でもOECDのDACのメンバー等が報告しておりましたけれども、それを岡崎部長がごらんになって、ああいうことなら我がJICAでもやってきたと言っておられていました。そういうようなことで、SEAというのはいろいろな定義がありますけれども、SEAというものは非常に幅広く考えていまして、基本的な条件を満たしていれば、まさに岡崎部長がおっしゃったとおりで、JICAは十分に経験があると思います。ただ、それは日本で言う通常の事業アセスメントとは違いますので、事業アセスと同じような水準で考えてしまうと違うのですけれども、そもそもSEAというのはそういうものではないので、そういう意味ではこのことは大事なことだと思います。

通常は4つのポイントで定義しますが、1つは政策と計画、上位段階、戦略的意思決定段階で適用することです。2つ目は、代替案の比較検討を行うこと。3つ目は、そのときに、環境面だけではなく、経済社会面との比較考量も行うというフレームワークで考えてみます。4つ目は透明なプロセスということ。そういった4点を考えますと、これまでJICAがやってこられた中でそれに適合するものはかなりあると思いますので、そのような経験を踏まえて、「戦略的環境アセスメントを適用する」という表現で非常によろしかったと思います。このようなことで、ぜひ積極的に進めていただきたいと思いません。

ほかにございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、Iの部分は終わります、Iは1つには「モニタリング」のところの表現、

「フォローアップ」の表現のことで議論をいたしました。これはさらに検討いたしますけれども、一通りⅠは終えまして、Ⅱへ進みたいと思います。

Ⅱ「環境社会配慮のプロセス」の部分を御説明いただきます。

○事務局（上條） それでは、7ページからなのですけれども、「環境社会配慮のプロセス」で、まず2. 1の「情報の公開」ですが、ここは特に修正しておりません。

8ページですが、ちょっと順番を変えまして、次に「カテゴリ分類」を持ってきました。以前は2. 5だったのですけれども、順番を検討すると前回言わせていただきまして、今回は2番目に持ってきました。「カテゴリ分類」は、修正してあるところは9ページの上で、パラ3ですけれども、エンジニアリング・サービス借款についての記載を削ってあります。エンジニアリング・サービス借款については、後でまた表現が出てきます。

カテゴリ分類は以上で、あとパラ8で別紙の番号を変えてあります。3番だったのを4番にしてあります。

2. 3で「環境社会配慮の項目」ですけれども、ここは何も修正してございません。

10ページが「現地ステークホルダーとの協議」ですけれども、ここはパラ4の後段を前回の議論を踏まえて削除してあります。

2. 5の「社会環境と人権への配慮」は特に修正してありません。

2. 6の「参照する法令と基準」のパラ3ですが、ここはちょっと議論が必要かなと思っていて、世銀のセーフガードポリシーに言及している部分ですが、私どもの案としては、「セーフガードポリシーに対応している（大きな乖離がない）ことを確認する」としたらどうかと思っているのですけれども、一方、「適合」という言葉をもし使うとすれば「セーフガードポリシーに適合するよう努力する」という表現になるかなと思っていて、どちらか決めかねているところもありますので、2つ書いてあります。また、パラ3のその後ですけれども、「条約・宣言等の基準」というのを加えてあります。

次が2. 7ですが、「環境社会配慮助言委員会による助言」というところでして、パラ1は、まずは名称を修正してありまして、あとは「カテゴリA案件及びカテゴリB案件のうち必要な案件」という修正を加えてあります。あとは、「準備段階での環境社会配慮の面での助言を行い」、ここは修正はないのですが、その後、「環境レビュー結果とモニタリング結果の確認結果の説明をJICAから受ける」というのが、まず最初の案としてございまして、次の案は、前回議論したときに環境レビューのところの扱いをどうするかという議論がございまして、座長とも相談をしまして別案をつくってありまして、「準備段階

では環境社会配慮面での助言を行い、環境レビュー段階とモニタリング段階では報告を受け、必要な場合に助言を行う」というぐあいにしてあります。

あと、パラ2とパラ3は委員会の名前の修正です。

2. 8ですけれども、まずパラ1は、「実施しないこともありうる」ということだったので、これは御指摘も受けたこともありまして、「実施しない」と言い切る表現としました。

パラ2ですが、ここは例示ですが、その例示を後段から前段の方に持ってくるということで、ここにパラ2としてあります。

あとは特に修正はありません。

13ページですが、2. 8. 2でパラ1を加えまして、「JICAは、要請検討時に、プロジェクトの環境社会配慮について確認し、その結果を踏まえ外務省に提言を行う」という言葉を加えてあります。

あとは、パラ3のところにあった例示を前段に持ってきましたので、2. 8. 2のパラ3にあった例示の部分は消してあります。

2. 9は特に修正はございません。

2. 10ですが、パラ1は特にまだ修正はしていないのですが、ページをめくっていただいて、14ページのパラ2は議論のあったところでした、それに基づいて修正してあります。「包括的な検討を行う。それらの結果、必要に応じて改定を行う」というぐあいにしてあります。

IIは以上です。

○原科座長 ありがとうございます。

それでは、IIにつきまして御質問、御意見をいただきたいと思います。

○中山委員 質問ではないのですが、非常に思い切ったことをやられていますので、私はJICAさんは非常にやる気があるということで評価しております。

○原科座長 かなりクリアに言い切っておられますね。

ほかにいかがでしょうか。

私からも1つ申し上げます。2. 7の「審査諮問機関」、今は「環境社会配慮助言委員会」という表現になっていますけれども、この助言のところで、原案よりも括弧の中の別案の方でぜひお願いしたいと思います。つまり、準備段階では助言、これは同じですね。環境レビュー段階とモニタリング段階では報告を受けまして、必要な場合には助言を行う



と、このような議論をかなりしたと思いますので、やはりそのことをきちんとわかりやすく書いた方がいいと思います。助言委員会ですから、両方で助言の機会がないとおかしいのではないかという感じもしますので、そのように別案の方をぜひ採用していただきたいと思います。

この件について何か御意見ございますでしょうか。

○事務局（天田） 今、座長から御指摘がございました点でございますけれども、私どもは、環境社会配慮助言委員会で上流の方から助言をいただきまして、また協力準備調査を行う場合には、スコーピング、報告書等、こういったところで助言いただいたものを協力準備調査の中で反映し、それを踏まえた形で環境レビューを実施させていただく次第でございます。そういたしますと、そもそも我々は御助言いただいたものを踏まえた形で環境レビューを行いまして、JICAとしての意思決定を行わせていただくわけでございますが、まさに御助言をいただいて意思決定するというのがJICAの役割であり、判断をするということと考えますと、さらにその判断について改めて御助言をいただくということになってまいりまして、一連のプロセスの中で助言を踏まえてやっていくところを迅速にということと考えますと、改めてこの段階で御助言をいただくことは必ずしも必要ではないのではないかなど。日本国内で環境の審査会あるいは審議会等の手続で、まさに環境アセスメントの最後の段階で御助言をいただくことが普通に行われているということは承知してございますけれども、JICAが開発途上国の協力事業にかかわりますところについては、そもそも途上国側の環境アセスメントがあつて、これは先方の手続できちんと行われていることを我々は要求しているわけでございますけれども、それを踏まえたJICAとしての協力事業、今度は協力をするか、支援をするかどうかという判断のところでございますので、この環境レビューの結果といいますか、環境レビューの案というところで御助言をいただくというプロセスは必ずしも必要ではないのではないかと考えている次第でございます。

○原科座長 きちんと想定どおりいけばそのとおりで、別に助言しなくていいので、必要がないということになりますから、報告だけで終わると思います。9割方はそうなのだと思いますけれども、ただ、実際に環境レビュー段階で事前の協力準備調査段階での想定と違う場合が起こることはないとは言えませんから、そういう場合に助言を行うということで、大多数は、今、天田さんのおっしゃったとおりだと思います。だから、非常に例外的な場合になってほしいのですけれどね。

それから、特にモニタリング段階では、これはまさにいろいろな事業展開の中で様子が変わってまいりますので、この場合にはそういうことの必要性が出る場合がありますよね。それは協力準備調査段階とはまた違う段階になりますから、「必要な場合に」という表現はそういう場合の備えとしてということをごさいますて、基本的には報告だけで終わっていただきたいし、それが望ましいのですけれども、そうでない場合には助言を行うということで、「必要な場合に」という表現は大変重要な意味があると思います。

「助言委員会」という表現も、そういう意味では審査を助言するという意味になりますかね。「審査助言委員会」でもいいと思いますけれども、そういう機能を果たしているのだと考えていただきたいと思います。

ですから、今、天田さんがおっしゃったように、基本的にはそういうことがない方がいい。スムーズにいけば一番いいわけですからね。フェールセーフといいますか、もしもの場合に対応できるようにしておくという意味でございます。そう御理解いただきたいのですけれども。

○事務局（天田） まさに、今、先生がおっしゃられましたモニタリング段階のところというのは、事後的にというか、実際に事業をやっている中でいろいろ新しいことが発生してくる部分があるのかなと。しかも、事業が進んでいく中で起こったところを御報告させていただき、事業の進捗といいますか、そこについては、本当に何か問題が起こったときには、事業は実施しつつも、御助言をいただき、それをいかに反映させていくかということだと考えている次第でございます。

一方で、環境レビューのところは、できるだけ速やかな形で私ども日本の支援を決めてその事業を進捗させていくことが、我々の開発事業としての効果の発現というところからすると期待されているところでございますので、ここを進めながらということを考えてまいりますと、一度環境レビューのところを意思決定の前なりに御報告させていただいてというプロセスを新たに設けますと事業を進めていく中にワンステップ加わってくることになってまいります。当然、私どもは、もともとのところから環境レビューの結果についてきちんと情報を公開させていただきまして、委員の先生なり、あるいは一般の方々からそこについての御意見をいただくことはもちろん歓迎させていただき次第でございますが、そういったいただいたものは、例えば回答するですとか、いろいろなことがこの新しいガイドラインの素案に入っているところでございますけれども、流れの中でワンステップふえるというところはできれば避けたいと考えているところでございます。

○原科座長 今おっしゃったのは、意思決定の前に報告して助言を受けるというのは避けて、意思決定が終わってから説明したいということですね。

○事務局（天田） さようございます。

○原科座長 それが全く逆です。意思決定の前に助言しないとほとんど意味がないですよ。しかも、今おっしゃったのは、助言のプロセスと報告するプロセスを設けることは特段に時間がかかるような言い方をされたのですけれども、私のこれまでの経験では、ほとんどそういうことはなくて、そのための時間は委員会のほんの数時間です。そのための準備がどうか。今やったことをただ報告していただくだけで、特段の準備は要らないのです。だから、通常のプロセスでやっていって、情報公開をちゃんとやるという考え方をすれば、全然問題なく説明もできますし、必要な助言ができますから、このことによって本当に余分な時間が1日も2日もかかることはないと思います。

○中山委員 私はちょっと違うと思います。審査の先生、これは助言の先生方がどう思うかですが、まず準備段階で一応検討するわけですから、助言を与えるわけですから、その助言が生かされたかどうかということは大事だと思うのですが、その意思決定のときに助言委員会の先生方が意見を言うということは、先生方がそれに責任を持つということになると思うのです。それで本当に審査とか助言される方が納得すればいいですよ。

○原科座長 専門家としての助言だから、意思決定には責任を持たないですよ。意思決定は意思決定をする人の責任ですからね。

○中山委員 では、助言と意思決定は違っていいということですね。

○原科座長 それはそうですよ。そんな助言の求め方はないですよ。助言は助言ですからね。そんなことを言ったら助言できなくなってしまう。専門家として助言するというものですから。

○中山委員 そこが一番大事なことで、助言するのと意思決定は違うということがまず大事です。

○原科座長 そうです。おっしゃるとおりです。

○中山委員 そうでないと、JICAというのは独立行政法人ですから、ちゃんとした、関連の省庁がたくさんあるわけですから、それらの代表でやっているわけですから。その意思決定をするということは言えないですよ。

○原科座長 それはそうです。中山さんのおっしゃるとおりですよ。

○中山委員 そこをまず確認したかったのです。

- 原科座長 意思決定を支援するために、助言をするのです。だから助言機関なのです。
- 中山委員 私がもう1つ納得できなかったのは、準備段階と両方やって、原科先生は非常にスムーズにいくとおっしゃられましたけれども、ちょっと私はわからないのですが、これはかなり案件数が多くなるのです。今までJICAさんがやっている部分と旧JBICさんと両方入るので相当な数になると思うのです。それでも迅速にいくというのが私には見えないのですが。
- 原科座長 どういうことかという、今やっている作業を途中で報告していただくのが基本ですから、特段の時間は余分にかからないのです。問題があった場合に引っかかるので、逆に引っかかる場合は、意思決定が終わってから引っかかるよりも、意思決定の前に引っかかった方がいいわけでしょう。まさにフェールセーフですよ。予防措置だから。日本じゅうの審査はみんなそうやっているのです。普通日本でやっていることは……
- 中山委員 ただ、原科先生、日本じゅうの審査と言っていますが、日本の審査と海外の審査は違うのです。日本のアセスと海外のアセスは違うのです。
- 原科座長 どこが違うのですか。
- 中山委員 日本の審査は、いわゆる自然環境の保護とか公害防止の方が中心であって、いわゆる用地移転とか、そういうところまではアセスの対象にしていないのです。それがいいか悪いかは別ですが。だから、それと同じ理屈にはならないと思うのですが。
- 原科座長 それは専門家としての助言と同じですよ。専門家としての助言であって、意思決定はあくまでもJICAの意思決定ですよ。JICAの意思決定をかわりにやるわけではない。だからあくまで助言委員会なのです。審査諮問機関の諮問というのはアドバイスしてくれということですから。
- 中山委員 今回注意すべきだったのは、産業界から代表して迅速化ということで、今、非常に多くの案件をやろうとしていますよね。
- 原科座長 これは迅速化にはほとんど影響しないです。トータルで考えてください。全体のプロジェクトで。審査にそんなにめちゃくちゃに時間がかかるわけがないでしょう。報告してもらっただけだから。なぜ迅速化に影響するのですか。そっちの方が私は大いなる疑問ですよ。どういう要素なんですか、余分にかかるというのは。そのための委員会を設けて、実質的には数時間ですよ。それがブレーキになるとは考えられない。
- 中山委員 私自身1回しか審査会には出ていないのですが、かなり突っ込んだ質問が出るので、それらに答える方はかなり大変だと思いましたので。

- 原科座長 だから、この場合は準備段階でやっているのです。
- 中山委員 いや、私が言っているのは……
- 原科座長 協力準備調査でしっかりやっているのだから、細かく全部チェックしているんですよ。だから、その上でこうやりましたと……
- 中山委員 審査の話ではなくて、準備をするコンサルさんとか J I C A さんのキャパシティが大変かなということを言っています。予算とか。要するに、審査会は2週間に1回のペースですが、J I C A さんは少ない人数と少ない予算で一生懸命やっておられるのです。それで対応が大変だということを確認していないと、私はこの場で賛成とは言えませんね、原科先生の意見に。
- 原科座長 よくわかりません。だってレビューはやるわけですから、レビューの結果を報告していただくだけだから、新たに審査会のために何かやる必要はないんですよ。情報公開さえすればいいんです。ただそれだけなんですよ。
- 中山委員 情報公開は当然するわけですね。
- 原科座長 その審査会の場に情報公開していただければ、それでいいわけです。
- 中山委員 その前に助言委員会は、準備段階で一生懸命やるわけです。
- 原科座長 でも、準備段階で細かくチェックしているのだから、その部分は大体想定どおりいきましたと言っていたら、それでもうおしまいでしょう。そんなに問題は起こらないのです。だから、想定したものと違う点はこれとこれですという説明でもいいわけですよ。そんな余分に時間がかかると考える方が、私は不思議なのです。
- 中山委員 私は、今までいろいろな事業を担当していて、アセスメント事業も担当しましたし、それは簡単ではないですね。
- 原科座長 今は違うシステムでしょう。協力準備調査段階でしっかりやると今おっしゃったのだから。協力準備調査段階でしっかりチェックするから基本はクリアできているとおっしゃった。レビュー段階では想定以外のことが起こった場合だけを事前に報告していただければ対応できるんじゃないですか。
- 中山委員 私だけがしゃべっていても問題なので、ほかの方の意見をお聞きしたいのですが、私は先生が思っているほど……
- 原科座長 では、意思決定した後で問題が起こった場合、だれが責任を取りますか。それこそ問題ですよ。それに対してフェールセーフを……
- 中山委員 責任を取るのは J I C A じゃないですか。それは助言委員会とか環境ガイド

ラインじゃないですよ。

○原科座長 JICAが困るでしょう。助言委員会はそのために助言するのだから、終わってからでは助言にならないですよ。

○事務局（天田） 今、先生がおっしゃられていましたように、何か問題があったとき、これは意思決定をするJICAの責任でございます。そのように考えますと、まさに事前のところ、より上流のところでは御助言をいただき、これを踏まえて準備の調査等を行い、環境レビューをJICAとして責任を持って行わせていただくと。極論を申し上げさせていただきますと、できるだけ後ろの段階にもう一回助言というプロセスが入ったとしても、おっしゃられた責任というのは最後はJICAに来るわけでございます、それはあくまでもJICAとして責任を持って判断すべきであるというのが御主張だと理解しているのですけれども、その中で、例えばこれまで御助言をいただいて案件の準備等行ってきたところにおきまして、では責任を持ってその意思決定を行うべきJICAとして御報告の必要がない判断というものがあるのかどうか。つまり、必要に応じて御報告すればいいのか、それは多分先生がおっしゃっていることとは違うと思うのですけれども、そうだとしますと、そこで御報告して、その報告に対して委員会である種の御判断といえますか、先ほど中山委員からの御質問に対して、そこはあくまでも助言なのだ、意思決定の責任はJICAなのだとおっしゃられたかと思うのですけれども、そこで必ず報告して、報告に対する御助言がない場合は、変な言い方をしますと、特に問題ないと委員会として御判断されているということだと思いますし、逆にそこで御助言があるということは、何かしら課題があるということをお委員の方あるいは委員会としてお考えだということだと思うのです。そういたしますと、その後JICAがみずから判断をするわけですが、その前の段階で委員会ですべての問題のあるなしといえますか、ある意味のマル・バツをつけていることになるのではないかと思います。

○原科座長 そんなことはありません。マル・バツがつけられる場合もあるし、両論併記もあるし、いろいろな想定をして、Aケース、Bケースとかいろいろな多様な例がある。あくまでも助言ですから。意思決定はJICAです。あくまでも役割は意思決定のための、ワイズデシジョンのための情報提供ですから、だから「審査諮問機関」という言い方をずっとしてきたのです。あくまでも情報提供をお願いするという。

○中山委員 ちょっとよろしいですか。私も抽象論ではまずいので。

私は、世界的な動向を知らないもので、過去において外国でいろいろな環境問題でこの案

件をやめろということになった例で、第三者機関等が真っ二つに分かれたというような例はあるのでしょうか。そのときに実施機関がどう反対したかとか、どうだったかということが参考になるかなと思うのですが。

○原科座長 通常私たちが知っている範囲では、ケース・バイ・ケースですけれども、環境基準とかそういうのが必ずしも設定されていないですから、かなりクリアにこうだと言いきれない局面は結構ありますよ。意思決定は助言委員会にはできないです。だから、こういう蓋然性が高いとか低いとか、そういう言い方です。

○中山委員 その場合は両論併記みたいになってしまうのでしょうかね。

○原科座長 場合によっては。専門家としてはそうせざるを得ないですよ。ただ、明らかに調査方法がおかしければ、それは明確に言いますよ。そういう情報提供です。

○中山委員 そういうような形でも残しておくべきだというのが先生のお考えですね。

○原科座長 そうです。

○中山委員 そういう意見はわかりました。私は、それが先ほど来言っている迅速化に反しないということが証明できれば先生の意見に従います。今の段階では私にはそこが見えないもので。本当に迅速化に反していないかどうかという、それで今しつこく言っているのですが。

○原科座長 中山さんの心配はわかります。私もそれは心配なので。

○JICA（植嶋） 統合の作業とか業務フローを見てきた立場から少しコメントさせていただきます。環境社会配慮に関する常識的な手続を知らないと言って先生からしかられるかもしれないのですが、お許してください。

御存じのとおり、JICAは統合に際しまして無償資金協力の3分の2ぐらいを政府から移管を受けまして、責任を持って実施する責務が生じました。他方、人員的には1人もふえていません。むしろ例の5年5%の削減の中で毎年毎年人員は減らしていかなければいけないという状況がございます。他方、経団連とかさまざまな民間団体、それから先日の海外経済協力会議でも、早くやれ、早くやれという相当強いプレッシャーがかかっていまして、今、JICAの職員はほとんど毎日深夜まで、審査部もそうだと思うのですが、汗水垂らしながらやっているというのが実情です。統合のエラーをできるだけなくすために相当いろいろな負荷がかかってやってきております。

そういう中で、今回、環境社会配慮については、よりよい開発効果を持つ優良なODA事業を実施していくために重要な手続なのでしっかりとしたものをつくろうということで、

関係者の中には若干手続がふえることについての拒否感があったのですが、そこを説得しながら、合意の形成に努めてきました。特に旧 J B I C サイドにおいてはこういう審査会みたいなものはなかったところを今回新たにつけ加えて、スコーピングの段階と協力準備調査の報告書の段階と、この2段階についてはやはりやらなければいけないよ、ここでしっかりと助言をもらって独善に陥らないようにして、その助言を念頭に置いて J I C A としての環境レビュー、意思決定に入っていこうよということで説得してきたところがあるのです。そこでもう一段階、1案件について3回目をやれということになると、業務フローを担ってきた私どもとしては甚だつらいところがある。ちょっと泣き言になってしまうかもしれないのですが、そういう状況もあるということをお察しいただいて、賢明な御議論をいただくとありがたいと思います。

○原科座長 私ばかり申し上げてもあれですから、ほかの方の意見を。

どうぞ、千吉良委員。

○千吉良委員 私は、協力準備調査が伴わない場合は、事後的な報告だけにしてしまうと、そこで助言委員会がいろいろなことを言ったら、むしろそれは J I C A のレピュテーションリスクになってしまうのではないかと思います。そういう意味では、協力準備調査を伴わない場合は事前に何らかの形で御相談されるのがいいと思います。

では協力準備調査を伴う場合はどうするか。ここは今までの議論の中で2つの大きな問題があって、1つは迅速性の話、もう1つは一貫性の話だと思うのです。迅速性の話は、確かに簡単にできるのならそれに越したことはないし、一貫性というのは、最後の段階になって新しいことをいろいろ助言委員会が言い出したら、それはそれで相手のあることなので日本の信用を失わせてしまうということで、そういうところが何とかカバーできればいいと思っています。

あともう1つ忘れてはいけないと思うのは、川上段階と川下のレビューのところでは J I C A の担当する部が違うのではないかと思います。上流部分をやっている方と、レビューは多分審査部がやると思うのです。そういう意味では、J I C A の違う組織の方が別々に助言委員会と対話を持つというのはいいことなのではないかと思っています。

○原科座長 ありがとうございます。

山浦さんもさっきから。失礼しました。

○山浦委員 恐れ入ります。

先ほど J I C A の植嶋さんからお話がありました海外経済協力会議の件についてコメン



トさせていただきます。そもそも「円借款の迅速化」については、本年の4月、経団連から政府側に要望がありまして、それを受けて、本年6月2日に行われた海外経済協力会議において、「民間事業の実施のスピード感に配慮し、円借款の更なる迅速化を図る」ということが決まりました。この内容は官邸のホームページにも記載されております。従いまして、まず第一に我が国企業の国際競争力の観点からも円借款の事業を迅速に進めるべきと政府として決めた上で、その履行を実施機関であるJICAさんに対して求めているという背景があります。

それからフォローアップのための委員会について。そもそも海外協力のための実施機関はJICAだけでないと思います。一般論として、助言を行うようなプロセスを段階的に入れることでより慎重な事業の実施が図られるということはもちろん理解するのですが、他方、例えばほかのドナーとの比較において、余りにも多くのプロセスを経なければならぬルールを定めてしまいますと、そこは先ほど申し上げましたが、つまり迅速化という部分においても若干問題があるのかなと思っております。そこで、私もそういった他の機関のプロセスについて了知しているわけでは全くないのですが、例えばほかの機関がこうした事業を実施するに際して、第三者委員会からの助言を聞くような機会をどの程度得ているのかということについて、この場にお集まりの方の中で御存じの方がいらっしゃればお伺いしたいと思います。

○原科座長 迅速性というのは私もよく理解しておりますし、むしろ環境アセスメントの研究というのはそのためにやっていて、スムーズにするようにいろいろな技術開発をしているわけです。ただ、システムとして、意思決定の前に環境配慮をやらないといけない。さっき千吉良委員がおっしゃったように、協力準備調査がない場合には、終わってからでは説明責任上非常にぐあいが悪いと思いますので。だから、「必要に応じて」というのは、特にその場合に必要ですよね。協力準備調査をしっかりやっておけば報告も簡単に終わって、そんなに迅速性に影響しないように私は思うのです。確認がワンクッションあればいいのだと思います。だから、そのために特段時間がかかるようなプロセスでは考えないということです。

それから、もう1つは、そういう意味ではこの委員会もむしろ頻繁に開いた方がいいですよ。サイクルが余りあいてしまうと迅速性に影響するので、委員会の設け方も、核になるコアメンバーと、ケース・バイ・ケースでたくさんの専門家に分担してやってもらうような工夫をすることによって頻度高く開いた上で迅速化に対応できる、そんな工夫をし

なければいけないと思います。その上で考えるべきだと思っております。

フロアの方、どうぞ。

○一般参加者（田辺） J A C S E S の田辺と申します。ちょっと幾つかのケースを。

先ほど千吉良委員から協力準備調査を経ないで来た場合はどうなのかというケースがありました。それも1つですが、もう1つは、協力準備調査を行ったけれどもE I Aが完成していない場合です。例えばインド貨物なんかは開発調査の中ではE I Aは完成せず、再度E I Aをつくり直しているというような段階にありますので、そういったところでの対応をどうするかという点です。それから、エンジニアリング・サービス借款みたいに、そのエンジニアリング・サービス借款の中で環境社会配慮の調査をもう少しやって、それでいく場合。そういった若干幾つかのケースがあるのではないかと、準備段階と限定してしまっていて果たしているのかどうかというところは若干あるのかなと思っています。原則として準備段階というのはあるのかもしれませんが、幾つかそういった重要なケースが出てくると私は認識しています。

○清水委員 私も幾つかあるのですが、まず1点目は、どちらの案がいいというよりも、事務局の案にした場合にも、環境レビュー結果とモニタリング結果の確認結果の説明をJ I C Aから受けるということだけになってはいますが、一方、私の記憶が正しければ、その説明を受けるだけではなく、必要であれば助言もお受けしますというような事務局からの御発言があったように記憶しておりますので、そういう御理解であればその旨をしっかりと明記した方がいいと思いました。それが1点目です。

2点目は、先ほど千吉良委員もおっしゃっていた協力準備調査を実施しない場合についてです。これを考えるときに、今の文言だと運用がどうなるのかというのがわからないと思ったのです。と申しますのも、環境レビューの定義は一体何でしょうか。環境レビューの定義はスクリーニングをして情報公開をした以降であるとなった場合、審査会は基本的に公開された情報に基づいて議論されるということになりますので、環境レビューのタイミングと助言委員会で議論するタイミングが同じになってしまうのです。なので、今のこの文言では、果たして協力準備調査を実施しない案件の場合にどうなるのかということについて想定されていないので、文案があるわけではないのですが、そういう案件も対象にすべきだと私は思っているのです。そうであれば、そういった文言も別途、本当に運用上も文言上もどうするのかということは考えなくてはいけないと思います。

○原科座長 今の意見はどうでしょう。

○事務局（天田） 協力準備調査を実施しない案件で環境社会配慮が相当程度想定される場合にどうするのかと。ここは御指摘のとおり非常に重要な問題と認識してございます。ただ、逆に、環境レビューが終わりました、これでよろしいでしょうかとお諮りしたときに、いや、でもこうじゃないかということでコメントをいただくということは、まさにできるだけ上流のところまで御助言をいただいて、それを踏まえて私どもが案件の準備なり環境のレビューなりをやっていくという、この委員会での大きな議論の流れに反するものと考えます。それであれば、協力準備調査を実施しない、あるいはしていないような案件につきまして御助言を委員会でいただくというところを、そういう意味で準備段階といえますか、ある意味本格的な環境レビュー、清水さんがおっしゃったように環境レビューの定義というところになってくるのかもしれませんが、環境レビューが終わりました、これでよろしいでしょうかということで委員会から御助言をいただくのではなくて、途上国側でのE I Aがこうなっております、RAPの状況はこうでございます、住民移転はこういうところがこうわかってございますといったところを御説明させていただいて、御助言を得て、それに対して私どもの環境レビューを実施させていただくということが適当なのではないかと考えている次第でございます。

○原科座長 でしたらこの別案でいいのではないですか。別案の前は環境レビュー結果の確認と書いてありますよ。結果の前でしょう。環境レビュー段階にやるのは別案ですよ。

○清水委員 ということは、スクリーニングがあって、助言委員会での議論があって、その後に環境レビューがあるという理解ですか。

○原科座長 助言はそうですね。最終的にはJ I C Aの責任で判断するのだから。だから、レビューした結果、まず意思決定、判断してしまうわけでしょう。判断する前に情報をいただくとおっしゃいましたね。アドバイスですから。

○事務局（天田） 環境レビュー、まさに私どもがこれでいいですということに対してどうだということではなくて、その前で、どういうことに注意してやるべきかというところで助言をいただくのが適当と考えます。

○原科座長 最終審査はまさにJ I C Aがやるのだから。環境レビュー段階、モニタリング段階というのはそういう意味ですよ。

○事務局（天田） なるほど。それが協力準備調査をやった案件ということになってまいりますと……

○原科座長 協力準備調査をやった案件の場合には、それをやってから時間があいている

場合とあいていない場合があるでしょう。あいていない場合はほとんど連続ですね。そうしたら、ほとんどそれがそのまま先に行きますよ、実際。だけど、あいてしまった場合はいろいろ状況が変わるから、改めてやらなければならない場合があるでしょう。まさにケース・バイ・ケースで、「必要な場合」というのはそういうことなのです、私のイメージは。だから、すいすいと来た場合は、このとおりにやりましたという御報告をいただいて、それでおしまいだと思います。だから、そんなにややこしいことをやろうとは全然考えてなくて、手続としてそう言っておかないとおかしいのではないですかということです。システムとして。助言の意味がなくなってしまうでしょう。そういう意味では、今、天田さんがおっしゃったのと同じ考え方です。まさに J I C A の判断のための助言のインプットだからね。協力準備調査とくっついてしまったら、ほとんどその段階で実質的に終わってしまうわけですね。ケース・バイ・ケースだと思うから、「必要に応じて」という表現はいいかなと思ったのです。

○事務局（天田） その場合でも、そこで御報告というワンステップ入れた方がよろしいということでしょうか。

○原科座長 確認のための報告だと思います。だから、むしろ頻度高く開催できるような工夫をして迅速性に影響しないようにした方がいいと思います。一月待っていると困ってしまう。だから、ケース・バイ・ケースで、本委員会があつてサブ委員会で対応していただいて、難しい問題だけ本委員会にもう一回というようなことで、事例に応じて対応できるようにしておいた方がいいのではないですか。ねらいは、事前に変なことが起こらないようにしたいということですから。それはなるべく早く進めたいですよ。だからそういう工夫はぜひしていただきたいと思います。

中委員、どうぞ。

○中委員 中でございます。

先ほど山浦委員がおっしゃられたように、先日の海外経済協力会議において円借款の更なる迅速性を図るとの戦略を打ち出されましたが、迅速性については日本貿易会からも重視すべきとの提言をさせていただきました。先ほどの御説明では、これまで有償資金協力では諮問に基づいた外部有識者から助言をいただく機会がなかったところ、これからは事前の段階で、助言を頂くプロセスを2回踏む事と理解され、従前に比べて環境社会に対する配慮が更に行われると理解しています。先ほど J I C A さんが言われたような視点、つまり委員会の時間は2～3時間の委員会程度ですが、その為の準備作業が事務方において

必要とされ、その準備作業にある程度の人的資源の投入が必要とされる事がある程度配慮する必要があるのではないかと思います。又、前広の準備段階でせっかく有識者の皆さんから助言をいただく機会が2度あるのであれば、「必要に応じて」というのはだれが判断するかという問題はあると思うのですが、それに加えて更に助言をいただくプロセスを1回つくってしまうと、そのプロセスに応じてJICAさんにおいて事前準備等が必要とされると思いますので、ある程度JICAさんの裁量によってご対応出来るようにされておくのがよろしいのではないかと思いますところでございます。座長もおっしゃるように、迅速性というのは非常に重要だと思いますので、発言させていただきました。

○原科座長 ありがとうございます。

私も迅速性を考えたいので、ケース・バイ・ケースで対応できるような形がよろしいと思います。ただ、ルールとしてはこのようなことで、環境レビュー段階というのはそういう意味です。最終的な判断はもちろんJICAがやられるので、あくまでもそのための助言です。それも協力準備調査段階で十分やっていて対応できていれば、最初のレビュー段階でほぼ同じことだったら、そのとおりの報告すればそれで終わってしまうでしょう。それに関してはレポートのための特段の作業は必要ないと思います。レビューをやられるのだから、作業段階のものは今こうなっていますと言っているのだから。

○事務局（天田） 逆に、レビュー段階ということで、まさに協力準備調査ででき上がっていたものと同じことなのではないかなと。それは時間にするともしかしたらそんなに大したことではないのかもしれませんが、やはりワンステップそこに設けるということは、私ども、審査を終えました中での手続、それから政府との手続、そして実際に途上国側とまた連絡を取り合って、できるだけ……

○原科座長 それは全然必要ないのです。レビューの作業をやっている途中段階で1回報告していただくだけだから、それは全く不要ですよ。助言なんだから。その発想が私はよくわかりません。そのために特段の準備をしてというのは、何かパブリックに、世界じゅうにオープンにするために準備するみたいで。これは、助言委員会です。プロセスの一環ですから、情報公開をちゃんとすれば問題ないのです。一々黒塗りするから手間がかかるでしょう。それに近い感じですね。情報をすっと出すというだけで、それで全然必要ないですよ。情報を何か少しコントロールしようとするとも手間がかかるわけです。そういう手間をかけなくていいということです。レビュー段階の作業のものを出していただければ。その前に協力準備調査を十分やっているのだから、中身はみんなわかっているわけ

でしょう。それで次の段階で、今回も想定したとおりでしたよと言っていただければ、それでおしまい。だから、準備を特段あれこれやらなくていいと思いますよ。大事なのは、最終的な判断の手前で助言をいただくということです。協力準備調査をやってすぐに進むとは限らないでしょう。間が結構あく場合があるわけでしょう、これまでのことを考えても。むしろそれを縮めていただきたいのです。それが迅速化ですね。でも、通常はそれが随分あくから問題になっているわけです。そっちの問題の方がずっと大きいですよ。だから、このことをやったから迅速化に影響するという考えは、トータルで見たら全く合理性がないと思います。

○事務局（天田） 逆に、そこがスムーズに流れたときには、そのタイミングで報告・助言は必要ないのではないかと考えます。

○原科座長 いや、要りますよ。報告をしていただくことが大事なので。その報告自体、スムーズにいけばほとんど問題ないわけだから、報告も簡単でしょう。そのために報告が大変になるという理由が私にはわからないのです。

○事務局（天田） 例えば、一言問題ありませんと報告するということでしょうか。

○原科座長 準備段階、レビューで資料を用意しているのだから、その資料を配布していただいて、このとおりでうまくいっていますよと言っていただければ、それでおしまいということになるのではないですか。逆に、それが嫌だというのは、どうしてそれはだめなのか。助言を受けたいということであればそれで十分じゃないですか。そこに抵抗感があるというのが私にはわからないですね。

○事務局（天田） 委員の方々が責任を持って——「責任」という言い方がいいのか——きちんとした御助言をされようということになりますと、そこは一言、いや何も変わりませんということでは足りないのではないかと考えます。助言や環境レビューにはいろいろな要素が恐らく入っているのだと思いますので、そこが大きいのか小さいのか、違いといいますか、それなりの説明を要するのではないかと考えます。

○原科座長 それはレビューされた方が説明されればいいわけです。協力準備調査段階で判断したとおりでなりました、これこのとおりと証拠があればいいのです。

○事務局（天田） ですから、そこはちゃんとした御説明をさせていただくということですよね、先生のおっしゃったところで言うと。非常に極論すると、いや何も変わりませんと一言言えばいいのかというと、そうではございませんよね。

○原科座長 だから2～3時間かかると。それはそうです。

○事務局（天田）　そこだと思うのです。いろいろな意味で、そこは判断の……

○原科座長　レビュー作業をやっておられるのだから説明できるでしょう。レビュー作業をやってなければできないけれども、作業をやっているのだから、その経過を説明して報告していただくだけで、特段問題が大きくなるわけではないと思いますが。

○事務局（天田）　普通のプロセスの中での作業なのではないかという御指摘だと思うのですけれども……

○原科座長　それにプラスアルファする程度で1週間も2週間も余分にかかるようなことはないですよ。それは何カ月もかかったら困ってしまう。そういうことがたまにはあるかもしれない。それは逆に言えば問題がある場合でしょう。それは決定してからでは困るわけで、事前にわかった方がいいわけです。

○事務局（天田）　問題がある場合なのか、あるいはいろいろ御質問的なところとして、委員の方々からすると、ところでこれはどうかみたいな話もあるのではないかと思うのですけれども。

○原科座長　それは協力準備調査で十分やられるとおっしゃったのだから、それはむしろ早目に対応していただくことが大事ですよ。

○事務局（天田）　ですから、まさに早目に御助言いただいたところを協力準備調査の中に入れてと……

○原科座長　これは本質的には確認プロセスですからね。でも、それは報告していただいて、だって必要があれば当然アドバイスして助言ももらうというのはこれまで随分議論してきたことなので、そのことをただ書いているだけです。これまで議論したことを書いただけの表現ですよ、この別案というのは。それが何か特段に迅速性に抵触するとは私には思えないのです。

問題は、さっき千吉良委員がおっしゃったように、審査、レビューが終わってから問題がわかった場合は本当に困るということです。本当に困ると思いますよ。何のために助言委員会を設けたのかわからないじゃないですか。仕組みがそうなら、仕組みがおかしいということになってしまいますよ。そういうことがない仕組みにしておく。実際の運用では、協力準備調査できちんと対応しておけばかなりスムーズにいきますよ。だから、協力準備調査をどれだけしているかにかかっているわけです。システムとしてのそういう安全弁がなければおかしいでしょう。これはシステム設計の問題です。助言の意味がなくなってしまうと思いますよ。

○事務局（天田） ですから、そこの助言というのが、先ほどの協力準備調査をやらない案件との関係で申し上げさせていただきますと……

○原科座長 ない場合は特に必要でしょう。

○事務局（天田） ですから、まさにレビューをどのようにやっていくかのところの御助言をいただきたいと……

○原科座長 だから環境レビュー段階と書いてあるじゃないですか。

○事務局（天田） 協力準備調査をやった案件のケースで申し上げさせていただきますと、協力準備調査をやって仮に時間があいた場合には、環境レビューをやる前に改めて御助言をいただいて、環境レビューをJICAとして責任を持ってやりましょうというのは、もしかしたら1つのやり方かなとは思うのですけれども。

○原科座長 連続的にやった場合にはほとんど状況は変わっていないのだから、しかも外的要因が変化しなければ、そのとおり御報告いただいて、それで皆さん納得するのではないですか。それでいいんじゃないですか。これはいろいろなケースがありますよ。協力準備調査がスムーズにぱっと次の環境レビューまで行ければ、それが一番いいですね。その場合は、まさに皆さんがおっしゃったように、中委員もおっしゃったように、スムーズにいくわけだから。いずれにしても、そういうところで1つのポイントがなければいけないということですよ。

満田委員、どうぞ。

○満田委員 この議論でかなりすごく時間がたっているので、1つの提案としては、これを永遠に持ち越すわけにはいかないのですが、ポイントとしては、JICAとしての迅速性及びキャパシティの問題と、原科先生が御指摘のような、意思決定前にどのように助言委員会にかかってもらえるかということだと、すごく大ざっぱにですが、整理できると思いまして、一方で、中委員が御指摘のように、現実的にはある程度フレキシビリティを持ったようなことにしておくのも1つの手かなと思っているのです。

整理すると、準備段階、環境レビュー段階、それからモニタリング段階。環境レビュー段階については、清水委員が御指摘のように割と幅が広いので、そこら辺は案件に応じて、それか協力準備調査段階でも、スクリーニングとドラフトファイナルレポートの前と固定的に決めてしまう必要は必ずしもないのかなと思っています。それは運用レベルで、例えばこの案件については調査手法が難しそうだからスコーピング段階で助言を得るというようにして、ある程度案件によって決めもできると思うのです。ですから、今、段階の話と、



報告か助言かという話と、それから協力準備調査をやったものとやらないものという幾つかの区分けがあるのですが、そこら辺はJICAのキャパシティと迅速性に配慮できるようなやり方でもう一度整理されて、文言としては、私は個人的には別案と原案の折衷案がどこかにつくれないかとさっきから考えていたのですが、なかなか思いつかなくて具体的な提案には結びついていないのですが、もう一度事務局がその辺の案をつくられたらいかがかと。余り意味のない提案で申しわけないのですが、そういう提案です。

○原科座長 ちょっと長くなりましたね。これは困りました。ただ、私の考えでは、この別案の表現は結構弾力的にできる格好になっていると思ひまして、「環境レビュー段階」という表現の中にそういうことが含まれ、それから「必要な場合に」という表現が入っていますね。ということで弾力的な形になっていると思ひますので、別案でよろしかろうと思ひたのです。

○満田委員 原科先生としては、環境レビューとモニタリング段階において報告を受けるのはマストだと。これは「必要に応じて」とか、そういうまくら言葉はいかんといいですか。

○原科座長 マストです。助言委員会というのはレビューのために助言するのが大きな機能だと思ひますから。その意味では天田さんがおっしゃったのとほとんど似て居るのです。レビューのための助言なのですから。だから「レビュー段階」という表現がいいと思ひます。レビュー自体は、最終的にはJICAがやるものです。

○事務局（天田） ただ、レビューの前といひますか、実際に作業をする前に御助言をいただくのと、レビューが終わりましたといひ……

○原科座長 終わる直前でいいのです。大体こんなことでレビューは終わりました、こんなですよといひ段階でいいと思ひますよ。そういう感じでしょう。大体レビューして、困った点が幾つかあつて、この辺は特に助言をいただきたいと、そういう感じでしょう。

○事務局（天田） 逆にそこは、本当に困ったところがあつて、どっちにしましよつかといひ……

○原科座長 どっちにしましよつてはなくて、困った点があるので、それに対して情報が欲しいといひことです。判断のための情報、プラスアルファが欲しいといひことでしょう。助言といひるのはそういうことですから。判断はあくまでもそちら。困ったのだけれども、判断の情報が十分ではないから助言委員会で情報提供してもらいたいといひことだと思ひます。

○事務局（天田） どちらかといいますと、今までの議論も踏まえますと、どのように私どもが審査、環境レビューを見ていくのがいいのか、こういう点は忘れてはいけないよね、こういう案件だったらこういう点はしっかりやらないといけないよね、という観点で助言をいただく、これがもともとのポイントだとは認識してございますけれども。

○原科座長 それはちょっと違う感じです。

どうぞ、北村委員。

○北村委員 外務省の北村でございますが、今の議論を聞いていて私なりに理解したところを露骨な言葉で言えば、恐らくJICAとして、1つの機関なので意思決定自体に家庭教師みたいに横から指導しないでほしいということなのだと思います。ただ、受験の当日に至る前の過程、準備段階のところで、こういうところはきちんと勉強しろよというようなことをまさに御指導いただくためのものがこの助言委員会の助言ということで、当日、試験会場についていって横から教えるということではないのだということ为天田さんは言いたいのではないかと思います。そういう意味で、繰り返しになりますけれども、試験前日までは一生懸命インプットしてほしい、そして当日は頑張って、頑張った結果の報告は、当然情報公開ですから、させていただきますということなのではないかと思っております。

○原科座長 まあそのようなことですね。これは環境レビュー段階というのをどうとらえるかによります。だから、準備段階が即環境レビューにつながるなら、前日というのはまさに準備段階の最後が前日ですよね。だけど、通常はそんなすぐに行かない、時間があきますから、環境レビューをもう一回。まさに前日というのは環境レビューの段階が前日ということになるだろうと思うのです。

○満田委員 座長、ちょっと頭を休めるために5分ぐらい休憩をとって……

○原科座長 なかなかちゃんととっていないから……。

これまでレビューの段階で助言を求めるといふ議論を随分してきたと思うのですけれどもね。当然何かアドバイスが必要な場合がありますね。

○事務局（渡辺） ちょっと確認させていただきたいのですけれども、既に1回助言を受けたもので、特段その後大きな違いがないものまでわざわざ手続が必要なのかという疑問为天田から申し上げたのですけれども、先生は、さらに助言が必要な場合というのは、例えば既に助言を受けたものから大きな変更があった、ないしは大きな影響が見つかったというような場合にまた助言が必要だというお考えでしょうか。

○原科座長 2つあります。1つは、その助言どおりいったかどうかの確認が必要ですか

ら、それは一般的に言えることで、それ以外にもう1つ、おっしゃったようなことでいろいろな状況の変化がありますから。だから、両方考えると、とにかくきちんと確認した上で必要に応じて助言ということだと思います。想定どおりいかなかったらやはり助言が必要になってきますから。システムとして当然だと思います。

山浦委員、どうぞ。

○山浦委員 私も、JICAとは異なりますが、経済産業省という組織の中で動いているものですから、いったん業務プロセスが決まってしまうと、果たしてそこまで必要なのかという事案についてまで全て決められたルール通りの手続きを踏まなければならないという体験をしております。今回の場合、まず一番最初に準備段階で助言を求めるというプロセスがあります。その段階において特に意見等がなかったものについてはその次のプロセスを省略するとか、もしくは、準備段階において助言のあった部分について、もう一度レビューの段階で、ここを教えてくださいよという、これは今後の助言が必要な案件かどうかというものを準備段階である程度決めるということにすると制度に柔軟性が出てくると思います。そうした観点から考えてみてはいかがでしょうか。

○原科座長 どうでしょう。必要な場合に助言を行うので、それをどう考えるかですね。原則はこれで、やり方をいろいろ工夫するということになるかもしれないです。システムとしてはこういう設定がいいと思いますけれど。

ちょうど国会では衆議院の内閣委員会で公文書管理法案を審議していますね。私はこれに関して意見を申し上げて、新聞にも書きましたけれども、そのときに大事なことは、文書をしっかり管理していただくこと。これは国民に対する説明責任なんです。これに関しては与野党協議をやりまして、与党もそのとおりでということで、かなりきちんとした文書管理をしてもらいたいという法律ができます。けさの新聞では、もう協議が成立して、今国会中に成立しますよ。その精神でいきますと、やはりこういうきちんとしたプロセスを持っていることが大事だと思います、先取りして。これはきちんと説明するためのプロセスですから、それはちゃんとやっていただきたい。おっしゃるように、なるべく迅速化を図りたいので効率的にやる工夫は必要だと思いますけれども、きちんと説明できるようにしておかないといけないと思います。結果が出た後で助言というのはないですから、結果の前に助言だと。だから、例えば、一応確認をやって、最終段階、意思決定の直前に、こんなぐあいではいきましたと確認してもらうだけでいいですよ。それが想定どおりいければ、結構でございますとおしまいになってしまうでしょう。それだけのことです。

○事務局（天田）　そこは、ですから、最後の確認のときに、御助言されるお立場からしても非常に難しい場合というのはあるのだろうなど。

○原科座長　それは心配要りません。専門家は自分の専門の中で判断しますから、それは心配要らない。あくまでも助言なのだから。アドバイスですから。アドバイスを受けたいとおっしゃっているし、受ける必要があるとお考えでしょう。だから、アドバイスするのはそういう意味ですよ。意思決定ではないですから。

○事務局（天田）　その段階でのアドバイスが要るのかということ、その段階でのアドバイスは必要ないのではないかと申し上げているわけですがけれども。

○原科座長　それでは説明責任を果たしたことになるでしょう。確認しないのだったら。

○事務局（天田）　おっしゃっているのは助言ではなくて、まさに委員会が確認するということをおっしゃっているのではないかと思うのですけれども。

○原科座長　そういうことです。だって、説明責任は……

○事務局（天田）　何と言いましょう、監視ということを指しているのでしょうか。

○原科座長　監視されたくない。

○事務局（天田）　いや、そこについては、今までのお話からも、御助言を得てJICAが責任を持って対応すべきというのが御議論だったと私は理解してございます。

○原科座長　そうすると、確認の結果を報告して、それに問題があった場合には対応しないということですか。助言を受けるといのはそういうことでしょうか。だって、報告しただけで、あとは助言もなしだったら、報告する意味がなくなってしまうじゃないですか。形だけになってしまう。意味ある応答をしなければだめなのです。形だけではシステムとしておかしいと思いますよ。説明するというのは、それで終わってしまうのだから。何か問題があった場合は当然アドバイスするでしょう。

○事務局（天田）　はい。

○原科座長　だから、形としては、必要に応じてアドバイスすることは当然出てくるのではないですか。そういう議論はしてきたと思いますよ。

○事務局（天田）　ですから、そこはもしかしたら報告を踏まえて御助言がある場合にそれをしていただくところのタイミングの問題の話かなとも思うのです。タイミングのところで申し上げさせていただきますと、何か環境レビュー結果を隠し込んで見せませんみたいなことをディフェンシブな話として申し上げているわけではございませんので、そこは

きちんと御説明し、また情報の公開もさせていただこうと。ただ、その際に、先生がおっしゃられた、意思決定の前のところ、本当に最後の瞬間のところ、本当に最後の瞬間のところ、本当に最後の瞬間のところで御助言が要るのかという話になってきますと、私の表現が適切ではないのかもしれませんが、助言というよりは、助言をちゃんと実施しましたかということについて助言をいただいているような感じがするのですけれども。

○原科座長 そういうプロセスはとりたくない。それをとることは不都合ですか。

○事務局（天田） そのプロセスが、我々はまさに時間、手続との関係だと思ってございまして……

○原科座長 だから、それはそんなに手間はかからないと思いますよ。かかる場合には問題がある場合で、問題がなければかからないですよ。報告していただくだけだから。ここにもそう書いてあります。説明と報告だけならいいとおっしゃっている。だから、その手間がかかるのは同じことですよ。

○事務局（天田） その問題がある、ないというのはそんなにクリアなのかなというところが1つ、仮に……

○原科座長 いや、クリアでなければ、それは問題があるんじゃないですか。問題がないということはクリアじゃないと困るでしょう。問題があるのかもしれないのだったら、やはりそれは助言を得る必要があるのではないですか。問題がないほどクリアなら、それは結構なことですよ。

○事務局（天田） そこで、委員の方々としても、問題ないという言い方は非常に難しいところもあるところだと思うのですけれども……

○原科座長 だから、報告まではできるけれども助言は受けたくないという言い方が私はよくわからないということです。報告まで受けるということは、報告は行おうとおっしゃるのだから、いずれにしてもそのために手間はかけるわけですよ。それで必要に応じて助言すると言っているだけです、これは。しかも、これまでの議論では、問題があったら当然対応するとおっしゃったのだから、この一手間を入れることがそんなに不都合だとは私は思えないのですけれども。

○事務局（天田） 先ほど申し上げましたように、タイミングの問題だと申し上げているのですけれども。

○原科座長 それは環境レビュー段階の方がいいとおっしゃったでしょう。

○事務局（天田） 環境レビューを実施するに先立って御助言をいただいて、それを踏ま

えた環境レビューをJICAが責任を持って判断するという考え方なのかなと。

○原科座長 いや、別案と違うもとの案は、「環境レビュー結果とモニタリング結果の確認結果」を説明ないし報告すると書いておられるでしょう。だから、このもとの案は、前ではなくて後ですよ。それよりも環境レビュー段階の方がいいわけでしょう、今おっしゃったのだと。

○事務局（天田） ここで準備段階と、環境レビューの結果を報告させていただくと申し上げていましたのは、もともとの案といたしましては、まず準備段階のところで環境レビューに必要な御助言はいただきますと。これは、協力準備調査をやっているものであれば、その中で御助言をいただいたところをきちんと踏まえて、案件の形成であり、環境レビューを実施させていただきます。

○原科座長 その点に関しては随分議論しましたけれども、そうではない場合があるということですよ。

○事務局（天田） 協力準備調査を行えない案件につきましては、ですから、レビュー段階という表現がよろしいのであれば、レビュー段階という表現でレビューのための御助言をいただくということが一番重要なところではないかなと考えてございます。一方で、渡辺の質問でも確認させていただいたのは、やはりそれでも最後に御助言というか説明、報告なりをさせていただいて、意思決定の直前といいますか、そここのところがポイントだということでしたので、そこについての議論をさせていただいている次第でございます。

○原科座長 それはケース・バイ・ケースだと思いますよ。いろいろな問題が起こった場合は当然もう一回確認が必要でしょう。そうでなければすっと終わると思いますしね。一概に言えないのではないですか。

○事務局（天田） であれば、先ほど先生のおっしゃられた、助言が欲しいときがあるのではないかということなのだとすると、我々として判断に迷うような、あるいは、こういうことで考えているのだけれども御確認をいただきたい、あるいは御意見をいただきたいというようなケースについて、意思決定する前に御助言をいただくということなのではないかと考えます。でも、おっしゃっているのは、そこは一律やるのだとおっしゃっていますので。

○原科座長 それはそうですよ。アドバイザーの判断があるわけですから、情報提供としてね。だから、アドバイザーがこれはちょっと問題があると思っているときに、そういうのをインバイトしないわけにはいかないでしょう。そちらの方で判断できるのだったら助

言は要らないのです。

○事務局（天田） ですから、判断できる場所は助言は要らないのではないかと申し上げているのですけれども。

○原科座長 確認と作業とセットじゃないですか。きちんとしたレビューをやったということの確認が大事なので。だから両方ありますよ。それは説明責任という根本に立ち返っていただきたいですね。

○JICA（植嶋） 業務フロー上で言うと、先ほど北村委員からもお話があったのですが、環境レビューの結果というのは、事実の確認と同時に一定の判断が入ってくるのかなと思っているのです。その一定の判断の内容についてさらに外部の助言を得なければいけないと先生はおっしゃっていらっしゃるかと理解したのですけれども、だとすると、1つの組織として、主体性とか最終的責任という観点からすると、余りにも一から十まで……

○原科座長 いや、そんなふうには一言も言っていませんよ。

○JICA（植嶋） そうですか。

○原科座長 情報提供だから。決定はJICAですよ。ただ、十分な情報を把握して決定しないとおかしいでしょうと言っているのです。しかも、その決定が合理的で公正に行われたということを説明する責任がありますから。それはあるでしょう。そのプロセスですよ。だから、何カ月もかかる余計なプロセスは困りますけれども、実質的にそんなにかかるはずがないですよ、ちゃんとやっていたら。それに対して非常に問題だとおっしゃるのがよくわからない。説明責任を果たそうということで考えれば、それはちゃんとやっていただきたいと私は思います。日本の審査会はみんなそういうことをやっているわけだから。日本じゅうで47都道府県。この前、環境省の環境影響評価制度総合研究会がありまして、中間報告というか、最終報告かな、報告案をまとめましたけれども、審査会は日本ではどこでもやっているということです。そういう確認を改めてしました。日本の審査会ほど時間をかける必要はないと思いますけれど。まさに効率的にやっていただきたいと思います。でも、そのワンプロセス設けることにそんなに問題がありますか。ない方がよほど問題があると思いますよ。

○事務局（渡辺） 先生、もう一回先生に御相談させていただくという格好でよろしいでしょうか。我々も内部で、何が問題なのかというところはクラリファイしていきたいと思いますので。

○原科座長 では、この部分はストップしましょう。これ以上議論すると時間が足りなくなってしまうから。

では、ここはスキップして、ほかの点でいかがでしょうか。

○千吉良委員 その1つ前に戻りまして、「参照する法令と基準」のところでは別案が出たままになっているのです。それはどちらでもいいのですが、私が思うに、まず別案の「適合するように努力する」というところですが、「適合」の意味が今までも議論になっていて、ある程度そごを許容するという意味合いであれば「努力する」というのは要らないような気がしますし、かなりきちんとやるという意味であれば「努力する」という言葉が必要だと思います。いずれにしても、この「適合」というのは結局どういう意味なんだろうと。それから、J B I Cが使っている「適合」と意味が同じなのか違うのかとか、そういうところをガイドライン上も明確にする必要があるのかなと思っています。

○原科座長 では、この点を議論しましょう。

そうすると、「対応している」という表現で大体うまくいくとお考えですか。

○千吉良委員 「対応している」でもいいですし、あるいは「適合させる」とか、そういう言葉になるのではないかと思います。

○原科座長 では、この件を御説明いただいていいですか。

○事務局（上條） この「適合」の意味は、前回も事務局の考えを御説明させていただいたのですが、日本語で「適合」という言葉遣いであれば、やはり「一致する」ととらえられてしまうのではないかと。そうすると、日本語しか読まない方もいっぱいいると思いますので、私たちの職員も日本語だけ読む人もいっぱいいると思いますので、それであれば、ある程度幅があるということを示す必要があるだろうということで、前回の議論で、「対応している」というような言葉かなということで御提案させていただきました。だけど、一方、「適合」という言葉を使った方がいいんじゃないかという御意見もあったので、両方書いてみたということです。

○千吉良委員 ということであれば、「適合」というのは、「一致する」にかなり近い、そういうことを想定されているということで、多分J B I Cさんが想定されているような「適合」とはまた違うのかなと思いますので、同じ政府機関が同じ言葉を違う意味で使っているというのも余りうまくはないなという気もしていますけれども、いずれにしても、わかりにくい言葉は最初の言葉の定義のところでもクラリファイしていただいた方がユーザーフレンドリーではあるのかなと思います。



○高梨委員 私はここをずっと考えているのですけれども、現場からするとすごく違和感があるのは、JICAが10月1日から世界に冠たる二国間援助機関になって、独自のガイドラインを設定して、世銀やその他の環境配慮の仕組みを取り入れてこういうガイドラインをつくって、それでここまで来たわけですが、その中で世銀のセーフガードポリシーに対応しているということをメンションすることに非常に違和感を感じるのです。例えば、この右側の前に先生たちとつくったJICAのもとのように「参照する」ということであれば、我々は1つの機関ですから当然それは参照する、リファレンスするというのはあると思うのですけれども、二国間援助機関のガイドラインの中で、他の国際機関のガイドラインの、それもセーフガードポリシーというのはワン・オブ・ゼムだと思えます。世界銀行はいろいろな仕組みの中に行われていて、この前、吉田先生が指摘されたように、カントリーシステムなんかを取り入れて試行錯誤的にやっているのです。いろいろなポリシーの中のワン・オブ・ゼムがセーフガードポリシーであって、その一部分だけを全く違う二国間援助機関のJICAが取り上げて、その部分の適合しているか対応しているかをさらに検討しなければいけないということにすごく違和感を感じるのです。その内容の精神や、あそこに12個ありますけれども、その大部分は実はJICAのガイドラインで取り入れておられるわけですよ。にもかかわらず、世銀とメンションして、彼らのセーフガードポリシーに対応していることをJICAがまた示さなければいけない。これが現場ではどうなるかというと、この前申し上げましたように、世銀のガイドラインのセーフガードポリシーと現在どうなっているかというのを、日本の援助機関に行く人間がそれをまた確認しなければいけないということになるので、その精神なり内容が全然取り入れられていなければ当然こういうことはあるわけですが、散々我々は世銀の方式をスタディして、できるだけ取り入れてきたわけですので、そこで「適合」か「対応」かということを議論しなければいけないことに非常に残念な感じを持つのです。基本的にはこれは我々はもう入れてあるのであれば、世銀のガイドライン等を我々が参照すれば十分であって、その内容は既に入っているのだということで、やはりJICAさんはもっと矜持を持つべきだと思うのです。これは我々がつくった二国間援助のガイドラインですと。ここでは当然参照することはあっても、そのガイドラインの中でわざわざそれに対応しているかどうかを確認しなければいけないというのは残念でしょうがないですね。ちょっと大胆な提案なのですけれども、セーフガードポリシーというのは入れなくてもいいのではないかと。そして、その中の「対応」か「適合」かを散々議論して——先ほど出たように、

そこはなかなか難しいと思うのです。一致するとか軽く言うとかいっても、現場では同じことで、それを確認しなければいけない作業が1つ追加されて、しかもそれをどこまでやるかということで、フィリピンやインドネシアの政府機関と話して、JICAのミッションです、我々の任務は世界銀行のポリシーと合っているかどうかを確認した上でと云々しなければいけないというのは、我々現場でやっている人間として、ここは矜持の問題で、非常に残念でしようがない。実際の内容は取り入れてあるのであれば、そこはなくてもいいかなと最近つくづく思っておりますので、ちょっと一言。

○中山委員 私はそこまで考えていなくて、中間報告で書いてあるのでやはり何か言わざるを得ないなと思っていて、私の考えは、JICAさんの案でいいと思います。「対応している」で十分かなと。わかりにくいのであれば、「(大きな乖離がないこと)を確認する)」という、これで分かるのではないかと思います。

○原科座長 セーフガードポリシーとの関係に対しては大分御意見をいただいたので中間報告にまとめたのです。ただ、カントリーシステムとの関係は、セーフガードポリシーがまずあって、そのもとでのカントリーシステムのチェックだから、その関係はちょっと違うと思いますよ。つまり、カントリーシステムに関しては、世銀のポリシーがあって、それとの整合性、ギャップをチェックして、ギャップがあればそれを何とかして上げようということを考えます。だから、カントリーシステムだから各国が勝手にやるという意味ではないのです。セーフガードポリシーがまずあるわけです。あくまでポリシーがあるからカントリーシステムに対して議論できるのです。相対化しているわけです。だから、それは別の問題と考えた方がいいと思います。

○高梨委員 ただ、現実には、このガイドラインを適用するときには各国でも非常に資金的な負担をしなければいけないとか、人材をそのために、基本的にないのに、適合しなければいけない。ステークホルダー協議をやるにしても、そこでは地方政府がやらなければいけない。そうすると、そのための会場を押さえて、トランスポーターションを用意して、大概途上国の場合には食事を用意しなければいけない。そういう資金的な面、人材面の負担をかけても世界銀行等の先進国のポリシーをアプリケーションするということに対して、世銀が1つの流れの中で、もっと現地のシステムを改善していく方向とするようなことも考えるべきではないかということで、カントリーシステムを試行的にやってみたらどうかというように出てきたととらえているものですから、その流れからいけば、現地のシステムをいかにうまく使っていくかということも……

○原科座長 形式要件の内容ですよ。性能要件というかな。そちらの方でポリシーに合っていればいいわけですよ。だから、おっしゃるようにそれぞれの国の状況があるので、やり方はいろいろ違う。形式が違うからね。でも、性能はある性能を果たしたいということはあると思うのです。セーフガードポリシーはむしろ性能側の言っていることで、カントリーシステムはそれぞれどんな格好でやるかという個別具体的な方法は、今、高梨委員がおっしゃったようなことだと思います。

○高梨委員 世銀のセーフガードポリシーは取り入れていると思うのですけれどね。

○原科座長 あまり世銀、世銀と言うのもどうかなという感じは私もわからないわけではないのですけれども、一方、そういう意見もたくさんいただいたので、やはりこれは残しておかなければまずいだろうと私は思っております。だから、その場合にどういう表現にするか、「対応している」という表現ぐらいがちょうどいいのかもしれないという感じは持ちます。

ほかに御意見ございますでしょうか。どうでしょう。セーフガードポリシーに適合するというのが必要だと強くおっしゃっていた方、何かございますか。

○満田委員 念のためですが、私は別にそれほど強く言っていたわけではなく、この論点を持ち出したのはむしろ J I C A さんであったということを念のため想起させていただきます。

「適合」が無理だったら「適合するよう努力する」という別案を提案したのは私なのですが、確かに J B I C の「適合」と意味合いが違ってることによる混乱ということであれば、全く違う「対応」という言葉でも、言葉の選び方の問題なので、いいですし、あるいは「大きな乖離がない」ということでもいいと思います。

○原科座長 そうすると、「適合」という言い方はちょっと強いので、別案はやめまして、「対応している」ないし、「大きな乖離がない」と今おっしゃいましたけれども、「対応している」でい겠습니까。どうでしょう。

高梨委員、どうでしょうか。

○高梨委員 今の満田さんのがもし本当だったら、私は、矜持を持っているかどうか、J I C A さんに聞きたいですよ。本当にこれを入れなければいけないのか。「参照」で十分ではないかと私は思うわけです。その精神なり内容は十分入れてある、その上でなおかつ世銀とメンションして彼らのセーフガードポリシーに適合しているかどうかを、二国間の、世界に冠たる、ナンバー 1 の J I C A がそこまで言うのかと。

○原科座長 「適合している」ほどきついことは言わないという議論だったと思いますよ。「参照」じゃまずいというので、その中間だという話だったと思います。

○満田委員 これも念のためなのですが、私が別に弁解することはないのですが、J B I Cにおける環境社会配慮の議論のときに、E C Aのコモンアプローチの中で、国際基準への適合というような、**expected to meet**という言葉が出て、J B I Cはさらにそれを一歩踏み込んで、うちの場合はI F Cのパフォーマンススタンダードを見るのだというような議論から、J I C Aさんは、じゃあO D Aの場合は世界銀行のセーフガードポリシーだというような議論の流れでこの話は今ここに俎上に上っているわけです。矜持があるとかないとかいう話ではありません。世界銀行のセーフガードポリシーは、さすが長年N G Oの批判を受け続けてつくり上げられただけあって、いろいろな事態を想定されていて、かつ確かによくできていると思うので、決して言及することは無意味でもないですし、結論としては、この事務局案であれば十分現実的にもいいのではなかろうかと思います。

○原科座長 そうすると、J I C Aとしましては、「対応している」が一番最初に書いてあるので、それでいきたいと。あるいは、「大きな乖離がない」ぐらいの表現がよろしかろうということでしょうか。

○事務局（上條） もしできれば、「対応している（大きな乖離がない）」と両方書いておきたいと思っているのです。いろいろなスタッフが読みますので、「対応している」というのは何だというのが絶対起きるのです。

○原科座長 なるほど。

では、この格好でいきましょうか。今のような議論で。

○満田委員 細かい話なのですが、ただ、ガイドラインの言葉としては余りきれいじゃないですね。「対応している（大きな乖離がない）」。ですから、例えばF A Qで書くとか、そういう手はあると思いますので、念のため。

○原科座長 では、「対応している」を消してしまって、括弧をやめて、「大きな乖離がない」ともとのにしてしまう手がありますよ。もともとそういう格好だったですね。原案に戻す。

○満田委員 ただ、「大きな乖離がない」については、高見委員が後ろ向きかもしれないみたいなことをおっしゃっていました。

○原科座長 この場で「大きな乖離がないことを確認する」というもとの形でよければ、戻す手もありますね。皆さん、いかがでしょう。それとも括弧つきでつけておきますか。

上條さんは括弧つきで残しておいてもらった形がいいのではないかとおっしゃったけれども。

○事務局（上條） それは、大きな乖離がないことだけではだめだという御指摘があったので、前回いろいろな言葉を提案させていただいて、私どもの判断としては、「対応している」を使わせていただく場合に、今言いましたけれども、わからないという人が出てくるので両方書いたということなのです。ですから、「大きな乖離」だけでよろしければそうさせていただきたいと思います。

○原科座長 では、「大きな乖離がないこと」でよければ、その格好でいきましょうと。皆さん、よろしいでしょうか。

では、きょう御出席の方の合意を得ましたので、もとに戻しまして、「セーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する」ということですね。この件はそういうことにいたします。

そのほかに2の部分で御意見ございますでしょうか。

○清水委員 2. 8の「JICAの意思決定」のパラ3ですけれども、これはもともとJBICのガイドラインから取ってきたと思うのですけれども……

○原科座長 2. 8. 1の3番目ですね。

○清水委員 そうです。それについて、本来であればJBICのガイドラインでは4つポツあったのですが、今のJICAのガイドラインでは1つポツが抜けてしまっているのです。どこかという、12ページの右から2番目の列の下から2番目のポツのところ、「借入人は、環境社会配慮に関し、借入人以外のプロジェクト実施主体者及び相手国政府の役割が重要である場合は、これらの者も含めて取り決め等を結ぶよう努力すること」というところが今の素案では抜けているのです。私、この議論をするときに、この3ポツ目はJBICの国際金融等業務を想定していると理解して、これはなくてもいいのかもしれないと思ったのですけれども、一方で、きょうまた別途提案させていただいていますけれども、海外投融資が再開されたという中において、借入人が日本企業であり、その企業自身あるいはその企業が出資するプロジェクトが、その国の地方自治体なり何なりと環境社会配慮上の項目に関して取り決めを結ぶということは重要な場合もあると思いますので、これは復活させるべきなのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○原科座長 この部分は新しい提案になりますけれども、12ページ、「借入人は、環境社会配慮に関し、借入人以外のプロジェクト実施主体者及び相手国政府（地方政府を含

む)の役割が重要である場合は、これらの者も含めて取り決め等を結ぶよう努力すること」、これを復活したいということですね。

今の御意見はどうでしょう。

○事務局(杉本) 今、清水委員から御指摘いただきました点ですが、前回の議論で、今のようなお話と、あとは主語を何にするかということで、「相手国等」ということでかなり広く、「借入人」より広くとるような形にしたのでということもあって、ここを外したということだったと記憶しております。ですので、海外投融資の件はまた資料を用意していただいているので、その議論も踏まえてということだと思いますが、これ自体を戻すということについて何か問題があるということは特にはないとは思っています。ただ、今回は、そこで重複感もあるので削ってしまっても良いのではないかと、ということが主な理由で削除したのではなかったかなと。そのお話もあったのですけれども、その2つの話が出て、じゃあいいですかねというような感じだったかなと記憶しています。議事録の確認はしますけれども。ですので、結論から申し上げますと、何か問題があったから削ったということではなく、事務局としては、主語を「借入人」から「相手国」に戻して読んでいくと、ここでかなり重なってくるところがあるのではないかと。当初からかなりボリュームもふえたものですから、削れるものは削っていてもいいのかなとということで整理したということだったと思います。

○原科座長 清水委員、どうでしょう。今の御回答ですけれども、どういたしましょう。

○清水委員 戻すことに特に問題はないという御回答だったと思うので。

○原科座長 戻していただきたいと。

○清水委員 はい。

○原科座長 では、そういうことでよろしいでしょうか。

○事務局(天田) 主語は、ここだけ「借入人」という漢字が出てくるということで美しくはないのですが、ロジカルにはそういうことになるのかなと。

○清水委員 あと1点質問させていただきたいのですけれども、確かに主語はここだけ「借入人」とならざるを得ないわけですが、一方で、合意文書を通じて幾ら「相手国政府等」と書いたとしても、結局縛られるのは借入人だけですよね。

○事務局(天田) 合意文書の主体になる人ですので、はい。

○清水委員 この部分だけ「借入人」とするのは、それも一貫性がない話になってしまいますかね。よくわからないのですけれども、合意文書に幾ら「相手国政府等」と書いたと

しても、繰り返しになります。やはり合意文書において権利義務関係があるのは借入人なので、逆に「相手国政府等」と書くことによって何が変わるのかというのは、そこもよくわかりません。

○原科座長 これは借入人だけなのですか。これは有償資金と無償と技術協力と全部オーバーオールに対象になっていますね。

○清水委員 そうですね。借入人だけじゃないですね。であれば、美しくなくても。

○原科座長 この4つ目は、特にそういうケースにはこれを明確にしておきたいという御意見だと思いますけれども。

○満田委員 今の清水委員の御提案は、こういう事態を踏まえた新しい提案なので、事務局で文言を検討されるといいと思うのですが、ここで言っているのは、借入人と事業実施主体者なりその他関係者が異なる場合の関係ではなくて、重要な関係者がいる場合を想定していて、新たな海外投融資というものにおいてこういう事態が非常に多く想定されることで重要になってくると思うのです。ですから、「相手国等」と今まで使っていたのに突然「借入人」となるのは確かに美しくないということもあり、さらにこのパラ3で規定しているのはちょっと違う要素をここでは言っているのです、改めてパラ4にして、借入先と事業実施主体者が異なる場合においてはこの条項を含める。つまり、上記のパラ3のような事項が確保されるように、借入人以外のプロジェクト実施主体者及び地方政府等も含めた取り決めが結ばれるように努力することみたいな規定をパラ4として立てるというのも1つの案かと思います。

○原科座長 パラグラフを変えて、そういう特別なケースに対応して別途書き分けた方がいいのではないかと御提案ですけれども、その方がよろしいでしょうか。どうでしょう。

○事務局（杉本） 御趣旨は了解しましたので、どういう形で置くのがいいのか、事務局で検討させていただければと思います。

○原科座長 ありがとうございます。

2の部分でほかにございますでしょうか。

時間があと10数分になってしまいましたので、きょうは2の部分までにしたいと思います。

追加で御提案がございましたが、これはどういたしましょう。きょう御説明していただいた方がいいですか。議論はできないと思いますけれども。

○満田委員 簡単に御説明する時間をいただければ、させていただいて、幾つか確認したいこともありますので、事務局に次回御回答いただくということもあるかと。

○原科座長 確認事項についてもおっしゃってください。

では、お願いいたします。

○清水委員 それでは、できるだけ手短に、でもなるべく丁寧に御説明したいと思います。

皆様よく御存じだと思いますけれども、先日、有償資金協力の一部として規定されている海外投融資の再開が決定されたと。さらに、報道レベルではございますけれども、鉱山周辺のインフラ整備へのODA活用に関する方針が進められているというものもありました。こういったものについても、今まではこの委員会の議論の中では想定されていなかったものですが、ガイドラインの適用対象であると理解していますので、まずその点について確認させていただきたいということです。

さらに、この2つの話のポイントにつきましては、現在想定されているスキーム、支援形態と異なるものでありますので、共通化できる部分はできるだけ共通化するというのは当然だと考えておりますけれども、それぞれ固有の環境社会配慮が必要であるという場合もあると思いますので、そういった点についてはあわせてガイドラインで規定するべきだと考えています。

この提案で述べさせていただいたのは、海外投融資の再開が決定したといっても、制度設計はこれから検討するというふうに理解しております。したがって、過去の実績を踏まえた上で、詳細な規定には入らず、いかなる制度設計になろうとも包含できるような規定ぶりをできるだけするようにここで提案させていただいております。

まず1点目は過去の海外投融資の種類ですけれども、私がここで御説明するのもあれですけれども、形態を簡単に申し上げますと、JICAのものとOECFのものがあったと。OECFについては融資と出資の2つの形態があり、ここにある1)～5)までのものがあったわけです。時間もないので個別のスキームについてはあれですけれども、そのうち1)の開発事業融資、それから出資については、具体的なスキームについては2ページ目の3ポツが上の方にありますけれども、こういった形の出融資のスキームがあったと理解しています。一方、JICAにも開発投融資と呼ばれる同種のスキームがあったわけですが、それは以下の2つで、関連施設整備事業に対する融資または債務保証と、試験的事業に関する融資、債務保証または出資というものです。

これらを概観してみますと、大きく3つに分けられるのかなと思いました。1点目は出



融資、2点目は事業の準備段階への融資、3点目は調査に対する融資です。

そこで、Ⅱの提言のところでは、この海外投融資について、今の3点について提案しております。

まず1点目は出融資のところでは、

1) は、海外投融資であっても有償資金協力と同様の環境社会配慮手続を実施するべきという点です。

さらに、JICAが事業会社に直接出資する場合には、JICA自身が事業者ということになるかと思いますので、この場合、モニタリング結果の公開を義務づけることは融資の場合よりも困難ではないと思えますし、JICA自身のアカウントビリティのためにも非常に重要であると思えますので、出資の場合で、かつJICAが事業実施主体になる場合にはモニタリングの公開は義務とするべきであるという点が2点目です。

3番目と4番目は、事業本体ではなくて、準備段階に関する提案です。探鉱等の初期段階の事業への投融資を実施する場合にも有償資金協力と同様の環境社会配慮手続をするべきという点が3)で、4)は何を言っているかと申しますと、例えば探鉱あるいはパイロットプロジェクトを実施する段階でも、本体事業の規模と特性に応じた環境レビューを実施するべきであると。つまり、その段階では本体事業はまだ準備段階なわけですがけれども、したがってまだまだ準備が整っておらずという段階であることは承知しておりますけれども、今までのこの委員会での議論の流れ、それから調査においても一貫して、ガイドラインの中では本体事業を念頭に置いたカテゴリ分類ということ、そういった精神に基づいて議論してまいりましたので、こういった事業の準備段階における環境レビューについても本体事業の規模と特性に応じるべきという点が4)になります。

5) は、調査を実施する場合には協力準備調査に倣うべきであるという点です。これは、開発計画調査型技術協力ではなく、あえて協力準備調査にしましたのは、やはり審査前の調査であることです。それから、開発計画調査型技術協力の場合には、マスタープランとF/Sの場合のみが想定されておりますけれども、ここではどのような調査が今後制度設計において行われるかということは存じ上げませんので、包括的に包含できるようなガイドラインにするべきだと思ひまして、より柔軟な規定である協力準備調査に倣うべきであると考えました。

2点目の鉱山周辺のインフラですがけれども、6) は、鉱山周辺のインフラに対する協力事業の審査をする際にも、インフラに対してのみ審査するのではなくて、鉱山開発自体の

環境社会影響も不可分一体のものとして環境レビュー、意思決定、モニタリングを実施するべきであるということと、鉱山事業自体がガイドラインの要求事項を満たしていない場合、JICAはODAを供与するべきではないという点です。

それから、歳入の透明性の話もごさいます。一番最後のページにつけましたけれども、この歳入の透明性の提案につきましては2007年11月にNGO提言を出しましたけれども、この中で触れられていました。ただ、このJICAの委員会が始まった当初に、JICAの方から、ODAとは歳入の透明性は関連が薄いという御回答がありましたので、委員会において議論はされなかったわけです。一方、こういった海外投融資が再開される、そして鉱山周辺のインフラの話についても議論があるという報道もあるわけです。さらに、日本政府はことしの2月に、採掘産業による収支の透明性の確保を目指す **Extractive Industries Transparency Initiative**、EITIの総会においてEITIの支持を表明しています。したがって、JICAがこれから鉱山開発に向けて支援していく中で、援助機関として一体何をすべきかというのは、鉱山開発を支援するだけではなく、一般的に資源が豊かな国であればあるほど貧困度が増しているということも言われているわけで、JICAとしてそれを防ぐ、あるいは回避するという努力は最大限にするべきだと考えておりますので、歳入の透明性についても委員会で改めて議論されるべき内容だと思っております。ただ、NGO提言書の中で提案しておりますのは主に新JBICの業務を念頭に置いていたという経緯がありますので、提案の内容についてはまた改めて提出させていただきたいと思っております。

これらの議論をする上で幾つか確認したい点があります。4つなのですけれども、これはきょうお答えできる部分についてはお答えいただきたいのですけれども、込み入った質問もごさいますので、後日でも結構ですから、お答えいただきたいと思っております。

1点目が、政府向けの資金協力、技術協力として探鉱に対する協力は想定されるか、あるいは過去存在したかどうか。想定される場合、現在のガイドラインの素案における規定のどのスキームが適用されるかという点が1点目です。

それから、JICAが民間事業者へ出資した場合、環境レビュー時に審査した事業と全く異なる事業についてその事業実施主体者が事業を行う可能性があると思うわけですが、そういう場合については現在のガイドラインの素案のどの部分が適用されるのかという点が2点目です。

これはもしかしたらJICAさんの認識を超えているのかもしれませんが、探鉱

に使用可能な公的資金というものは既に幾つも存在するわけです。ここに書いてある4つがあるわけです。これらがあるにもかかわらず、JICA経由での探鉱への協力が実施されるとすれば、その相違は一体何なのかというのが3点目です。

4点目は、かつてJICAの中で資源開発協力基礎調査というものが実施されていたと思うのですが、今後実施されるかもしれない探鉱等への支援の相違があれば、それは何かというのが4点目です。

以上、説明になります。

○原科座長 どうもありがとうございました。

予定の時間の5時になりましたけれども、ちょっと時間が必要なように思いますので、15分か20分程度延長させていただいてよろしいでしょうか。——では、申しわけないですが、ちょっと延長させていただきます。20分程度以内ということにいたします。

今の件はいかがでしょうか。

○事務局（天田） それでは、簡潔に。

まず1点目でございますが、6月2日、海外経済協力会議におきまして次のような御議論がされたと。その内容といたしましては、再開に向けて検討するというところでございますので、これは何かうそ偽りを言っているのではなくて、再開が決定されたというような位置づけにはまだなっていないところ、これは正確なところとして申し上げさせていただきます。

再開に向けた検討を行うというところでございますけれども、その中で当然環境社会配慮も重要な観点でございますので、どのようにやっていくのが適当なのかというところを検討していくことが必要なのだろうと考えている状況でありまして、今の時点で、いろいろ御提案いただいたところについて個々に、これがこう、これがこうとお答えできるような状況にはなっていないところが2点目でございます。

3点目といたしましては、この日経新聞の6月3日付、「希少金属安定供給へODA活用」の件なのですけれども、これ自体は私どもは必ずしも承知していない新聞記事になっておりまして、この内容について具体的に御提案をいただいても、今の時点でここがどうだという感じにはなっていないのです。

それから、鉱山開発、鉱業ということですと、従来、ごく限られておりますが、円借款の中でも対象となってきたことはございまして、モンゴルで炭鉱開発事業で90年代の終わりごろに円借款が供与されたというのが比較的最近の例としてございました。きのう御

紹介いただいたので詳しいところはまだ調べがついておりませんが、そこだけ確認いたしました。

という状況でございます。

○原科座長 よろしいですか。今の御回答で何か疑問点はございますでしょうか。

フロアからどうぞ。

○一般参加者（田辺） 1点確認したいのですが、この海外投融資というのは有償資金協力ということで、ガイドライン上、現在、有償資金協力が対象に含まれていますので、仮に海外投融資が再開されたとして、基本的にガイドラインの対象内という理解でよろしいでしょうか。

○事務局（天田） 私ども J I C A の国際協力機構法におきまして、13条1項2号というところが有償資金協力業務ということになってございまして、そのイが円借款、ロが海外投融資という業務になっております。ですから、有償資金協力という用語に海外投融資というものが含まれるのかということ、そこは含まれます。

一方で、このガイドラインを御検討いただきます際に海外投融資の再開というところが念頭になかったということもございまして、民間向けの支援の中で全くそのままが適当なのかどうかというところは検討が必要ではないかと考えてございます。

○原科座長 対象だけでも、スキームがちょっと変わると考えてなければいけないかもしれないということになりますかね。

○事務局（天田） まず有償資金協力業務かと言われれば、有償資金協力業務でございます。

○原科座長 有償といっても円借款を想定して考えてきたということですね。

○事務局（天田） というところではございます。それで、そこにつきましても検討が必要だと認識してございます。

○原科座長 今の御回答でよろしいですか。理解されたと。

山浦委員、どうぞ。

○山浦委員 ありがとうございます。添付資料の3の件につきましては J I C A さんというよりはむしろ経済産業省の施策でありますので、私から少しコメントさせていただきます。まず、記事の中身につきましてはおおむね事実でございます。

かいつまんで申し上げますと、5段目にありますとおり、たしか6月3日に経済産業省において総合資源エネルギー調査会鉱業分科会という会合が行われました。この鉱業分科

会においてレアメタル確保戦略という戦略案を出しました。この案につきましては、新聞記事にもありますとおり、パブリックコメントを付した上で7月にも決定することになっています。

新聞記事では、続けて「「鉱山周辺のインフラ整備へのODA活用」を盛り込んだ。鉱山周辺で電力や鉄道、港湾といったインフラの整備に円借款などを使い、権益獲得を狙っていく」と書かれておりますが、要するに我が国として必要な鉱物資源、ベースメタルもあり、レアメタル、レアアースもあるのですが、こういった資源を確保していくために、経済産業省の地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業、実はこちらの事業スキームは従前より存在しておりまして、これは、我が国の技術を活用した、円借款につながりそうな案件を発掘してくるための、いわゆるプレF/Sのための調査費なのですが、本年度からは資源確保を目的とした調査を一定数実施していこうということでございます。

それで、さきほど御質問のありました、協力準備調査との相違は何かというところでございますが、一言で申し上げますと、経済産業省の調査事業においては、一般に、提案してくださった企業の調査団が現地に行きまして、現地の政府ですとか公的機関の方との話し合い、あと文献調査ですかね、現地に行って資料等をいただいたりするような調査でございまして、例えばドリリングなどは実施いたしません。

当該事業を実施する際、環境に与える影響がありそうかどうかというところは、その調査のスコープの一つとして調べてくるように指示はしております。ただ、その調査方法として、現地に実際に入る場合もありますし、入らない場合もあるのですが、現地に入る場合であっても、例えば現地に行って写真を撮影する程度に限定されているものでございます。先ほど申し上げましたけれども、そういった調査を通じて、ある程度日本の資源の獲得につながりそうな案件がありましたら、その報告書をJICAの方にもお渡しし、かつ、必要に応じては相手国政府の方にも懲憑する等して、その周辺のインフラの整備を進めていきたいというのがこちらの事業の目的でございます。

○原科座長 どうもありがとうございました。

今の御説明でよろしいですか。まだ疑問がありますか。

○清水委員 疑問というか、先ほどの天田さんのお答えを伺うと、この場で議論できないというようなお答えなのかなと思ひまして、確かに再開の検討となっていますけれども、個人的には余り賛成でないのであれなのですけれども、恐らく進んでいくのだろうと思う

のです。さらに、山浦さんが今おっしゃったように、鉱山開発の周辺整備についても、恐らく7月に、よほどひっくり返らない限り進む。進めたくないのですけれども、進んでいくのかなと思うのです。ですから、一概に今この委員会で議論しませんというお答えには納得できません。

○原科座長 この新聞報道の表現ですと、添付資料2ですけれども、「海外投融資業務を再開する方針を決めた」と書いてあるのですね。だから、検討を始めるというのとはちょっと違う。「方針を決めた」と書いてありますから。

○事務局（天田） この報道よりも、海外経済協力会議の張り出しに出ておりますところが正しくて、私も方針になりましたと言えればいいのでしょうかけれども、ここは事実として、再開に向けて検討するというところでございます。

○原科座長 再開を検討する方針を決めた。

○事務局（天田） 再開に向けて検討するというところでございます。

○原科座長 では、この表現が間違っているということですね。

○山浦委員 海外経済協力会議の結果につきましては首相官邸のホームページの中にも書いてございます。今こちらにプリントアウトした原稿を持っておりますので読ませていただきますと、「JICAの投融資機能については、民間との意見交換を踏まえ、また、開発効果の高い新しい需要に対応するため、再開に向けて検討する」というのが事実でございます。新聞は読んでいただくために時に少し前のめりな書き方をするようなこともあるかと思いますが、事実としてはこういうところでございます。

○原科座長 これも、頭のところは「再開する方針を決めた」と書いてあるけれども、よく見ると、地の文では「JICAの投融資業務再開を検討する方針を決定」と書いていますね。そちらの方が正しいということですね。

それにしても、その可能性があるのだったらあらかじめチェックしておかなくていいのでしょうかという御提案ですね。

どうぞ、北村委員。

○北村委員 外務省の北村でございます。

時間を取ってしまって恐縮ですけれども、今、清水委員から2つ、投融資の話と鉱山開発の話とありましたけれども、まず投融資については、今、累次御説明しているとおり、これは政府部内でもここまでに至る過程でいろいろな意見が当然ありました。まさにこれから、過去の成功例、失敗例を踏まえながら検討していこうということですが、その検討

は、急いでやるのですけれども、現状では閣議決定で出来ないとされているものを出来るようにする方向で検討しましょうということなので、どちらにしても時間はかかる。それをこの有識者委員会における新JICA環境社会配慮ガイドラインの検討プロセスと絡めてしまいますと、ますますこのガイドラインの策定が遅くなっていくという点は私は一番心配しております。海外投融資の検討とこの有識者委員会のプロセスをリンクさせてますます新しいガイドラインを作成するのをおくらせるべきではないというのが私の個人的な意見です。

2点目の鉱山開発については、1点目の投融資が海外経済協力会議において政府全体の方針として打ち出されたのとは位置づけが違っていて、経済産業省の総合資源エネルギー調査会鉱業分科会というところで、既存のODAの中でもできるものを積極的にやってみましょうという方針を打ち出したと理解しております。

○清水委員 私もこのプロセスを遅くさせることは本意ではありませんけれども、先ほどの天田さんの御説明の中でぴしっと、有償資金協力と同様のプロセスをとるのですと言っていたら、もうそれ以上申し上げることはないわけですけれども、いや、でも、そうではないところもありますというところで、多少懸念があるのです。ただ、一方で、現在これを議論するのは難しいということであれば、何らかのタイミングでそういうことでお約束していただけると。

○原科座長 お約束というか、そういうことにならざるを得ないですね。それでやってみて、いろいろ引っかかる場合に弾力的に対応できるかどうかですね。

○事務局（天田） そちらの方は逆に、こちらの再開自体の検討がこれからなされてまいりますので、JICAとしましても、それを御指導いただく政府としても、環境社会配慮をきちんとやるということが、先ほど北村委員からございましたように、いろいろな議論の中で、いい開発効果がきちんと上がる案件をやっていくということが趣旨でございますので、我々での検討、政府での御検討をいただく中で、仮に環境ガイドラインの今の検討しているところと性格上合わないような部分があれば、また何らかの形で御相談等させていただきます必要も出てくるのではないかと思うのですけれども、ちょっと……

○原科座長 それはガイドラインの見直しのようなことになるのですか。

○事務局（天田） 済みません、今の段階でそこまで準備できていないところもございまして。

○中委員 現状は海外投融資の再開に向けた検討の開始が海外経済協力会議で決定され、

これから政府・JICAさんで具体的な検討がされていくものと理解しています。海外投融資に対する対応を、本委員会で今の段階で検討すると、せっかくまとまってきた議論が分散してしまうこともあり得ますので、当面は、海外投融資については政府・JICAさんの御検討状況の確認にとどめ、本委員会としては現状をベースに議論を深め早急にガイドラインを成立させる方がよろしいのではないかと思います。

○原科座長 その場合は原則今あるものを適用ということになりますね。

○満田委員 まさに座長がおっしゃったとおりだと思います。ですから、有償資金協力であれば、有償資金協力で今決められているものを適用するということになるという理解でよろしいのですよね。

○事務局（天田） 繰り返しになって申しわけございませんけれども、もともとガイドラインは業務を行わないようにやるためではございませんので、実際に存在する業務をいかに効率的に、効果的に、環境社会配慮面に対する十分な措置をとって行っていくかというところがそもそもの目的だと考えてございますので、そういった中で、政府の事業であります円借款の部分と、民間企業さんが入られる部分と、そこは、例えば、本当に思いつきでございますけれども、開示する情報が、環境面は同じだったとしましても、何とか政府と名前が出るのであれば問題ないところが、何々企業さんというお名前が出るのが適当なのかということもあるやもしれませんので、そういったところはきちんと検討させていただきたいと考えてございます。

○満田委員 今のお答えには納得していないのですが、もう時間もあれなので、とりあえず私どもの提案を御検討いただきたいと思うのです。提案は何かいろいろ書いてあるように見えますが、そしてすごく心配しているような雰囲気が漂っているかもしれませんが、よくよく見ると、有償資金協力の今のガイドラインの素案でほぼ、要は有償資金協力で適用すればいいのだということさえ担保できれば、おおむねこのNGOの提案ではクリアされるのです。ですから、このガイドラインの議論をさらに何度もやる必要は恐らくなくて、想定される海外投融資の範囲は有償資金協力で見れるということだけある程度確認し、ちょっとやっかいなのは探鉱等の事前の事業をどのように考えるかということなのです。そこだけ現実に即して考えて、今の素案のここで読める、あるいはここをもとにしてこういう文言をつけ加えればいいというだけの話で済む可能性もあるので、ガイドラインができて上がるのがおくれるという御懸念は確かに私も持っているのですが、とはいうものの、ガイドラインがやっとのことででき上がった3カ月後に海外投融資が決定し、そのためにも



う一度こんな会議——このような会議を開いてけんけんがくがく議論するのは、それもコストがかかりますので、原案でここを適用するということさえ J I C A さんが過去のスキームなどを参考に考えていただければ、私はそんなに長い検討は要しないと考えています。

○原科座長 時間をオーバーしましたので、5時半までお願いしていいですか。5時半には終わると。30分だけ延長ということで御勘弁いただきます。松下先生はもう帰られましたけれども。5時半までにはと思います。

どうぞ、高梨委員。

○高梨委員 満田さんが言われるのはわかりますけれども、まだ制度設計が決まっていない段階でそういう要求をしても、J I C A さんは答える立場にないので、それはもう少し具体化したときに議論するしかないと思います。ですから、きょうはこれ以上やっても意味がないと思います。

○原科座長 原則的には適用でしょうけれども、なかなか難しい点が出てくる可能性がありますね。

○満田委員 確認なのですが、有償資金協力であるのだったら有償資金協力の部分を適用だと。

○原科座長 原則はそうなりますけれども、運用状況でまたいろいろ難しいことも出てくるかもしれないので、どうなのかな。ちょっと違う様子だということになると、なかなか難しいことも出てくるなという感じもしますけれども、どうですか。

○北村委員 外務省の北村でございます。

発言するとちょっとネガティブになってしまうので迷ってはいるのですが、今、高梨委員がおっしゃったように、投融資の制度設計が終わっていない段階で、これまで有償資金協力すなわち円借款しか念頭に置いて議論してきていなかったものと同じガイドラインの規程を適用するかどうかということをここでコミットするというのは、多分 J I C A も政府もできないと思うのです。もちろん、その可能性が当然ある——その可能性というのは、現状のものが適用されるという可能性を全く排除するものではありませんが、逆に、過去の案件あるいは民間企業からの要望、途上国の実態とかを考慮しながらこれから制度設計をやっていく上で、変えなければいけない部分も出てくる可能性はありますので、そのいろいろな可能性の中で今これだということは何れもコミットできないということだと思います。ただ、念を押しておきたいのは、海外投融資だからといって環境社会配慮が不要だということは、これもまただれもいっていないので、環境社会配慮をどのような形

で担保するかということとはまさにこれから検討していかないといけない。それを今この有識者委員会のプロセスとリンクさせて議論しようとしても、それはうまくいかないんじゃないかということをもう一度繰り返し発言させていただきたいと思います。

○満田委員 とはいうものの、私たちの行った提案は、制度設計が今後具体化するであろうという中で、ある程度柔軟に、海外投融資というものを大きくとらえて、こういう要素、こういう要素というふうに想定したものなのです。ある程度というのは、清水委員が御紹介されたように、JICA・JBICにおいてもかつて海外投融資というものを持っていたわけで、その中でも環境ガイドラインというのは適用されていたわけですよ。海外投融資といえども、例えば資源開発などが想定されるというような、貸出先と形態が若干違うということはあるものの、本質的な配慮事項に違いはないはずだという考え方に立てば、対政府向けの融資において大型開発案件を扱うのと、海外投融資において大型開発案件を扱うのと、事業の内容の配慮については違いはないはずなのです。違いがあるとすれば、先ほど清水委員が提起されたのがいい例だったと思うのですが、貸出先が対民間であるという特性を踏まえて制度設計すれば、議論は1回ぐらいで終わるのではないかなと。ちょっと楽観的かもしれないのですが。

○原科座長 それはわからないですね。

では、もう時間ですので、きょうはここまでにしましょう。原則は適用だということは合意がありますけれども、そうはいつでも、そのままうまくいくかどうかは難しいかもしれない。それは相手が見えないとわからないですものね。ということで、これ以上議論しにくいと思います。きょうはストップします。次回までに少し動きがあれば、またということにいたします。

## (2) 第27回委員会について

○原科座長 次回ですけれども、次回は6月26日ということで御案内したのでしたっけ。

○事務局(杉本) まだ御案内を差し上げていません。

○原科座長 では、提案をお願いします。

○事務局(杉本) 次回の日程でございますが、今のところ、6月25日、木曜日になるかと思いますが、時間は9時半から3時間ほど、12時半まで、場所は竹橋の9階の講堂を予定しております。あいているということは確認してありますので、確定させまして、

特にこの日程で問題がなければ、また改めて御案内及びホームページへの掲載を行いたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○原科座長 事前の事務局との相談では、25日か26日ということで2つの可能性を考えていたのですが、26日は場所が取れなかったのです。

○事務局（杉本） 会場がどこもあいておりませんで。

○原科座長 ということですね。

どうぞ、満田委員。

○満田委員 今のこと自体に異議があるわけではないのですが、日程調整のやり方を。

日程調整をしていただくか、あるいはかなり長い期間を先にお知らせしていただかないと、私ども、日程調整の関係上かなり無理をしていますので、御配慮いただければと思います。

○原科座長 私の責任です。ガーナに行っていたので、ふだんは早目にやっていたのですが、今回はちょっとうっかりしました。しばらくいなかったものですからね。事前に事務局と大体の見当はつけて御相談していたのですが、その先のアクションをうまくとらなくて済みませんでした。だから、もし25日が不都合であればまた考えますけれども、もしよろしければ25日に開かせていただきたいのです。今回はよろしいでしょうか。その先はどうしよう。今度は早目に伺いますか。次回で終わればいいのだけれども。では、その先のごことはあらかじめ日程調整させていただくということになります。

ほかに何かございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

ちょうど予定時間の5時半になりました。予定時間というか、30分延長させていただきましたけれども、ということで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。また25日によろしく願いいたします。

午後5時30分 閉会